

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(18.3.15)

日程	議案番号	件名
		(平成18年度各会計予算審査特別委員会)

厚岸町議会 平成18年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成18年3月15日

午前10時01分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから平成18年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

まず初めに、議案第7号 平成18年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書の1ページ、第1条歳入歳出予算から審査を始めてまいります。

29ページをお開き願います。

事項別明細書、歳入から、款、項、目により進めてまいります。

それでは入ります。1款1項町税、1目個人。

9番。

- 松岡委員 この予算の算定についての基準をお聞きしたいと思います。

まず、町民税の個人の分においては、調定予定額が前年度より、均等割については119.7%、19.7%が伸びている。それから、所得割については5.35%が伸びていると、こういったことでそうなっているわけですが、この算定基準。もちろん決算見込みを基礎にしてされたと思うんですが、その算定基準の詳細をお聞かせ願えればと思います。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

町民税個人の件でございます。私ども、この個人の算定をするときに、説明欄記載のとおり均等割、所得割それぞれの普通徴収、特別徴収並びに各普通徴収にあつては業種別にそれぞれのいわゆる所得を補足するための資料として整理をし、一定の推計をもって算出しているところでございます。

ご質問者のご指摘の中に、その算定の根拠ということですが、まず、均等割につきましては、普通徴収としていわゆる人数を基礎にその均等割の税率を掛けて算出しております。特別徴収についても同じく均等割につきましてはそのように率で積算してございます。

あと、所得割につきましては、各給与、営業、農業、漁業、その他事業、これらに分類するとともに、特別徴収、いわゆるサラリーマンの方々に分類し、推計をしてございます。

そこで、ご指摘の増減の件でございますが、当初対比でございますけれども、特に顕著な増減で申し上げますと、所得割で申し上げますと、農業が17年度当初に比して約600万円ほど大きく落ちております。それから、特別徴収につきましては約1,100万円ほど減となっております。

逆に、所得割のその他の事業については600万円ほど伸びております。それから、所得

割の給与に関しては、これは800万円ほど伸びております。

これらの増減の差し引きによりまして、ご質問者おっしゃられますとおり、それぞれの普通徴収、特別徴収、均等割、所得割の増減がこのように説明欄に記載されているものでございます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうすると、今の論理でいきますと、課税対象者は去年よりふえているということですね。そういう意味でとっていいわけですね。

それから、所得割については、法人がちょっと前年度並みに対して93.62%と落ちているわけですがけれども、個人にしても、あるいは均等割にしてもふえていっているわけですが、調定予定額の96%の徴収率を見ているわけですが、大体现在の3月分の徴収率はどういうふうな格好でなるのか、96%を維持できるのかどうか。これについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、個人の特別徴収の場合は100%見ているわけですが、そこらあたりの事情をお聞かせ願いたいと思います。個人で特別徴収の場合は100%見ていると。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

平成17年2月28日現在の徴収率で、ご質問の目でありまして個人で申し上げたいと思います。個人であります。普通徴収、特別徴収、それぞれの現年及び滞納繰越含めまして、普通徴収、現年、滞納合わせまして73.89%、それから特別徴収84.50%。これは2月28日現在のいわゆる収納率でございます。

それから、特別徴収につきまして、いわゆる100%ということによろしいかというご質問でございますが、基本的に事業所は特別徴収義務者になってございます。その際、いわゆる雇用をしている職員等から税を徴収して納めていただく役割、そういう仕組みになってございます。事故がない限り、事故というのは仮に倒産とか、そういうことがない限り、例えば退職なさる場合であっても会社の責任によって特別徴収義務者という責任において徴収をし、町に納めるということで100%ということになっているものでございます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 わかりました。今の数字からいきますと、課税対象の人口は均等割においてはふえていっている、そういうふうに見えていいわけですね。

それから、特別徴収の場合は、所得割については前年より7%程度落ちているわけですが、これはやっぱり景気が悪いということなのかどうか、このあたりの分析をひとつお願いしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、所得割の特別徴収分につきまして、いわゆる計上の比率が少ないというご指摘でございますが、ご質問者おっしゃいますとおり特別徴収分につきましては、いわゆるサラリーマンということの人たちがほとんどでございます。そういう意味から、いわゆる給料をいただくサラリーマン所得が落ちているというふうに分析をして構わないものと、私どもはそのように考えてございます。

それから、均等割につきましては、昨年よりも、ご質問者おっしゃいますとおり人数はふえてございます。したがって、若干の増減がございますが、合計では、均等割では前年対比で約203万円ほどふえているという分析をしてございます。

●松岡委員 いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

他にございますか。

14番。

●田宮委員 定率減税についてお伺いしたいと思います。

政府・与党は景気回復してきたので、この定率減税を全廃するというようなことのようにありますが、この予算では定率減税はありますよね。それで、定率減税の内容といえますか、そのことについてお伺いしたい。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ご質問者おっしゃいますとおり、定率減税につきましては既に町税条例等の改正がなされておりまして、町税につきましては、本年度いわゆる18年度課税から、従来15%の定率をもった減税をしていたものが7.5%になります。限度額は4万円が2万円ということです。したがって、17年分の所得に対して町道民税が賦課されるわけでありまして、18年6月徴収分からこの定率減税、いわゆる半分になった税率が適用されます。

国税につきましては、既に18年1月1日から、源泉徴収されている人にとっては、いわゆる20から10の定率減税がされております。その影響額でございますが、昨年いわゆる平成17年度当初では3,850万円を推計してございました。本年度、私どもこの15%から7.5%に縮減された試算をしたところ、1,884万9,000円の減税にしかならないと。したがって、1,965万1,000円が復元、いわゆる逆に言いますと増税になったという、要するに町の歳入がふえたということになったというご理解をしていただければ結構かと思っております。

●委員長（室崎委員） 14番。

- 田宮委員 定率減税が廃止になってそうだったということですね。
- 委員長（室崎委員） 税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） 平成18年度におきましては廃止ではなく、15%の税率が7.5%に縮減されたということです。
- 田宮委員 はい、いいです。
- 委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。
2目法人、ありませんか。
9番。
- 松岡委員 法人については、予定調定額が前年度よりずっと減っているわけですね。現年度の均等割についても、法人税割についてもかなり、パーセンテージは計算していませんけれども、減っているわけですが、これはやはり景気が低迷しているというふうに見て差し支えないんですか。
- 委員長（室崎委員） 税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

法人につきましては、ご質問者おっしゃいますとおり、均等割につきましては平成17年度とほぼ同様380法人でございます。ただし、法人税割につきましては、法人税に対する町税の税率、いわゆる町税という課税標準、この額が落ちていることとなります。この額につきましては、いろいろ町民法人税割につきましては、種々町内の景気動向等を勘案し、適切に推計しなければ、この法人税につきましては変動が大きいため、かなりの景気動向によって大きな動きがあるということで、私ども今年度につきましては、酷似している年度、平成15年、サンマが早く切り上げました。それと平成17年、これも同じくサンマがかなり早く切り上げました。この年度における法人税のいわゆる所得割、これが酷似している状況でございます。

それから、経年的に過去数年間のそういう状況を勘案して推計してみますと、18年度にあっては、17年度の法人税の所得はどう見ても確保できないという推計になりました。したがって、ある一定の率を掛けて17年度の決算見込みをもって、それに一定の率をもって最低限確保できる税額を計上させてもらっているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そういった計算の方法はわかりました。

町長にお聞きしますけれども、この景気対策というものが大きなウエートを占めてくると思うんですが、これに対してどのようなお考えを持っていますか。法人のあれを見ますと、非常に落ちているんですね。1,200万円ぐらい落ちているんですね、法人税割、去年から見て。そういうことを考えたらやはり今後景気対策ということが大きな課題になると思うんですが、これについて町長の所信をお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 厚岸町の景気対策につきましては、ご承知のとおり平成17年においては、農業を除いてはすべての産業が衰退をいたしている状況にあります。そういう状況の中で、やはり何といたしても、厚岸町は第1次産業でもっている町であります。そういう意味においては産業の振興ということは、行政でできることについては、本年度の18年度予算においても配慮をしているつもりであります。

さらにはまた、公共事業も国・道においても減少をいたしておるわけでありまして。しかしながら、18年度の厚岸町一般会計予算においては、公共事業についてはやるべきことはきちんとやらなければならない。特に雇用、景気対策という意味を含めて、公共事業については大幅な増をいたしているという予算になっているかと思いますが、そういう面で、やはり景気回復については、行政もできるだけ今日の中央においては景気回復をしたといえども、当地域はまだまだそういう傾向にはございません。そういう中で、できるだけ行政で何ができるのかという景気対策を踏まえた18年度の予算でもあるということをご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 当然、町長の所信表明の中においても、あるいは新年度の予算全般を見ても、それに力を入れていることはわかるわけですが、本当に心配なのは、見積もりが、当初予算が後に減額補正、減額補正になってきたらどうするんだろうというような心配もあるわけですが、そういった町長の今おっしゃった所信に基づいて、ひとつ何とか頑張っていたきたいと、こう思います。

以上要望しておいて、以上で終わります。

●委員長（室崎委員） 答弁はいいんですか。

●松岡委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

2項1目固定資産税、ございませんか。

12番。

- 谷口委員 固定資産税なんですが、今年度、17年度の最終予算を見てみたら相当今回の減額、昨年の当初と比較しても大きな減額なんですが、これについて、現年課税分について、それぞれどういうわけでこのような減額になったのか教えていただきたいんですが。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

固定資産税の現年課税分、土地家屋償却資産ということでよろしいかと思えます。

まず、土地家屋償却資産、平成18年度、本年度につきましては3年に1度の評価替えの年でございます。

まず土地に関しましては、215万4,000円の評価替えによる減となっております。

それから、家屋につきましては、大変申しわけございません、木造、非木造がございしますが、木造、非木造の合計でよろしければそれで説明させていただきます。増分も当然ございますが、増分につきましては差し引きで最終的になりますので、まず増分につきましては棟数を言わせていただきます。新築37棟、増築10棟、新築特例終了60棟。これは棟数がありますが、税額としては増額はございません。これは増分として、税額ベースいわゆる調定ベースで66万8,991円。それから減分。これは解体・滅失、いわゆる取り壊したということです。これが42棟、28万7,325円。それから、評価替えによる減。これがいわゆる経年減点分ということで、3年ごとに年数がたったら評価をかえなきゃならないということから311万3,279円、それから、再建築費評点補正といたしまして、これは東京都の例に倣って評価替えの時期に補正をかける率でございしますが、122万5,558円、計395万7,571円の税額ベースでは減となっております。

ちょっと待ってください。私、これ都市計画税を言いました。大変申しわけございません。私、今インデックスが都市計画税の方を言ってしまいました。固定資産税に戻ります。大変申しわけありません。

木造、非木造で申し上げます。増分、新築52棟、これが465万2,000円。端数切り捨てます。増築11棟、29万9,000円、新築特例終了42棟、149万6,000円、計644万8,000円の、これは増になります。

減分でございます。解体・滅失、いわゆる取り壊しです。73棟、80万1,000円、新築特例30棟、132万9,000円、それから先ほど申し上げました経年減点分、いわゆる年数がたったことによって率が変るといふ部分が2,016万3,000円、それから再建築費評点補正ということで760万9,000円で、いわゆる徴収率のかかる前の数字として税額ベースでは、

家屋で2,345万5,000円の評価替えによる減となっているところでございます。

それから、償却資産でございますが、償却資産につきましては、前年対比で182万6,000円の税額ベースでの減となっております。これにつきましては、それぞれの1年間の増減分はございますが、かなり詳細な区分に分かれてございますので、1年分の増加分と減分だけを申し上げさせていただきます。増加分268万8,000円、減少分897万4,000円、これでいわゆる課税標準額がかなり大きく変わりますが、税額ベースに直しますと1億202万3,000円ということで、昨年当初比税額ベースでは182万6,000円の減ということになっているところでございます。

言い直した部分で、先ほど最初に言った少ない数字の方は、都市計画税の方の土地から言わせていただいたことを、固定資産税の家屋に言い直した数字が2,345万5,000円の減ということで、土地につきましては、固定資産の土地、総額で215万4,000円ということで、私の説明は合っています。

まず、固定資産税の土地215万4,000円の評価替えによる減でございます。それから、固定資産税の家屋、2,345万5,000円の減でございます。それから、償却資産税額ベースで182万6,000円の前年対比の減となっております。これにいわゆる徴収率がかかって予算額の増減となるということになります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今それぞれ説明いただいたんですが、私がお伺いしたいのは、今、商業地域の言ってみれば木の葉が落ちるように、空き地というか、今まで店舗が建っていたり、いろいろなものがあつたところが結果的にはそれぞれ解体されたり、あるいはその後空き地になってしまったりしてしまっていて、そういうところの町税に対して増減がどうなっているのかというあたりではどのように押さえているのか。それらについてきちんと押さえられているのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、空き地ということは、以前に家屋があつたということから始まるかと思えます。家屋がなくなったということは、滅失いわゆる取り壊しの届け出が来れば、家屋に対する固定資産税は当然かかりません。

ただし、土地につきましては、その現況によって、宅地であれば宅地課税は変わりません。いわゆる所有者がいて登記がなされて、その場に1月1日現在土地があればそれなりの評価額に税率を掛けて賦課することとなります。したがって、いわゆる滅失届け出等が当然家屋等を壊した場合には届け出ることになっています。それから、新築の場合は確認申請等を、それから確認申請ないところで建てているところは担当の者が回ったりして把握に努めて賦課するわけでございますけれども、少なからず解体した場合は黙って私どもが気づかない場合は、いわゆる届け出主義でございますので課税されることとなります。したがって、その滅失届が出てくるということは空き地になつ

ているということを常に把握して課税をしているということになりますので、必然的にそういう結果として空き地になっているところがあるということが台帳上わかるということになるかと思えます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 それは当たり前だと思うんですよ。

私がお伺いしたいのは、商業地域にありますよね、例えば松葉町だとか真栄町だとか、そういうところにだんだん空き地がふえてきているわけでしょう。そうすると、以前はそれぞれこれだけの町税として固定資産税が収納できたはずなのに、それが今空き地になってしまっていると。そういうことによる減というものもやっぱり大きいと思うんですよ。それらに対してはどういうふうに押さえているのかということなんですよ。実際に、そういう感じでは全然押さえる気はないのか、ただもう厚岸町の全体だけを押さえていて、地域ごとに厚岸町がどうなってもいいんだと。要するに、納められる件数だとか、そういうものだけを把握すればいいんだという立場でやっているのか、その辺についてお尋ねをしておりますが。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変、質問に適切に答弁できなくて申しわけございません。

空き地になっている場合は当然滅失、取り壊しになるかと思えます。空き地ではなくて、いわゆる建物はあっても人が住んでいないというような商業地域につきましては、これは、建物がある以上課税はされます。したがって、これは、当然所有者の意思によって取り壊すか、取り壊さないかのことになりますので、いわゆる税サイドの方から取り壊してくれとかと言うことにはなりません。

したがって、空き地については、既に取り壊されて空き地になっている部分については土地のみの課税となり、使用はされていませんが家屋として残っているものについては従来どおりの税率をもって、その評価に基づいて課税をしているというところでございますので、ご理解をお願いします。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変申しわけございません。やっと質問の内容がわかりまし

たので。

空き地になっているものをすべて押さえているかということですが、悉皆調査はしてございません。要するに、どこどこにどういう空き地があるかという悉皆調査はしてございませんが、課税のシステムとしまして、航空写真によるシステムを活用し、それだけで課税できるのでは当然ございませんので、それをもとに担当者が出向いて確認をしてございます。そういう意味から、どこどこにどれぐらいの空き地があるということは把握していることになります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 私が言いたいのは、課税対象、地域ごとに決められているわけでしょう。山の課税と農地の課税と住宅地域の課税と商業地域の課税と、それぞれ違っているわけでしょう。そうすると、それが肝心の商業地域での課税地帯でありながら、ある意味ではそこは率とすれば高いわけでしょう、普通の地域から見ると。面積を考えても。そうすると、1軒なくなることによってそれだけ課税物件がなくなるわけだし、あるいは経済的に、そこで今までいろいろな経済活動が行われていたのに、それがなくなることによって経済活動もそこでとまってしまうわけでしょう。そうすると当然いろいろな影響が出てくると思うんですよ。そういうことに対して、やはりそういう物件が出てきた場合に、その地域が以前は、例えば100戸あったのが今70戸になってしまったということになると、25戸分の課税対象物件がなくなるわけでしょう。土地はあるから土地の方は課税できるけれども、建物についてはできないわけでしょう。そういうことをきちんと押さえているのかどうなのかということなんです。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 当然課税物件として税財政課課税係の方で適切な法に基づく書類等によって把握してございます。

（「だから、その結果は」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） その結果は、このいわゆる固定資産税の土地・家屋に当然反映されております。

先ほど説明申し上げました増分の棟数、滅失いわゆる取り壊しの棟数等の説明をさせていただきましたが、それらがいわゆる市街地における、例えば先ほど73棟が取り壊したと。このうち市街地が何戸、それから市街地以外が何戸ということは台帳上すべてわかるようになってございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 ですから、私はさっきから商業地域と言っているわけでしょう。そういうと

ころの増減はどうなんだということなんですよ。そういうことが私たちにわかるようになってるんですかということを知っているんですよ。わかったら教えてください。

厚岸町全体はこれいい。課長何回もさっきから説明しているから。だから、例えば松葉町だとか真栄町だとか、いわゆる商業地域と言われているわけですよ。そういうところの増減というのはわかるんですかというのを聞いている。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 地域別につきましては、台帳的に整理されてございますが、課税対象物件等の関係から、特定の場所、地番等については申し上げられませんが、商業地域として、例えば松葉町の大通りの路線に面する空き地が何戸あるというような物件につきましては、地番から当然拾うことができますので、わかるようにはなっております。

ただし、それを閲覧するというか、確認する場合におきましては、所有者以外できることにはなっておりません。もしくは所有者が委任した者が閲覧することになっておりますので、その辺は質問者は十分ご承知のことかと思っておりますが、ご承知おき願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 私、閲覧したくて言っているんでないの。総体的に大体これぐらいありますよと。それで、実際これ資産価値のあるものなわけでしょう、土地というのは。土地にしても家屋にしても。そういうものが有効に活用されて、そこから益を生み出すということがやっぱり大事だと思うんですよね。それが町税の収入にもつながっていくんでないかと。

そうすると、今空き地になっているところをどう活用していったらいいのかとか、そういう参考にやっぱりきちんとしていかなきゃならないんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、例えばこの一帯でこういう状態になっている、みんな考えませんかとか、そういうことになってくるんじゃないですか。それを全然わかんないのでは……。その1軒、1軒だれの所有で、どういうふうにしようとしているのか、そんな憶測なんかはしなくたっていいの、私は。総体的で、そこをどう活用していったらいいのかという参考にはなっていくのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういうことは示すことはできないもんなんですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 確かに空き地に建物を建てて有効利用することによって、土地以外の家屋に対する課税がなされ税財源として収納されることは、貴重な財源として有効かと思っております。

ただし、その空き地になっている部分について、ここが空き地になっていると。こう

いう活用したらどうだということにかかわる情報として、この税情報を提供することはできません。それはご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 私、1軒、1軒を教えろというようなことを言っているのではないですよ。商工費でまた聞こうと思いますけれども、もしそこが何かの形で活用できるのであれば、いろいろな方策を考えていく上で、ただこれの収納状況はどうかというのは私わかりませんが、それもきちんと100%なのか、遅れぎみなのか、滞納になっているのかとか、いろいろあるとは思いますが、私は100%収納なっているというふうに理解しながら話をしているんですけれども、それにしても、ある程度それらがこういう状況だと。だけれども、こういう活用の仕方をすればさらに厚岸町のためになるのではないかとこののであれば、今空き地になっている部分、そういう未利用で、結果的にさくはしてあるけれども、当面それが活用される見込みがないままに放置されているという土地をやはり考えるのも、町民みんなの中でやっていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですよ。

そうすれば、そこでどのぐらい、現在空き地だったらこのぐらいの収納、坪にしてもいいですよ。松葉町だとか真栄町、そういうところの坪当たりどのぐらいの、100坪あればどれぐらいの税収として見込めるんだけれども、建物がいない場合はこのぐらいしかないですよというぐらいは示してくれたっていいんじゃないですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、松葉町通りというある程度マクロ的な場所で特定して申し上げさせていただきたいと思います。そこに従来100軒の家屋があったと。それが現在50軒だということに関しましては、どこまでいわゆる振興策として役場が使う場合に、税情報として伝えられるかどうか、これはちょっと微妙な部分がございます。税では確かにすべて土地、家屋掌握してございます。これは課税情報でございます。幾ら役場の中でも、担当の課にその情報を教えてくれと言われても、これは伝えられることと、伝えられないことがございます。この点は、私としては何と言われても、同じ役場の職員であってもその情報についてはいわゆる公表はできません。

ただし、総体的に、マクロ的にこういう地域にこういう空き地があるということは、いわゆる同じ役場の中でのお話として提供できるかと思えます。

なぜかといいますと、当然、今おっしゃられている活用によってはそういう貴重な財源としてのということになりますので、当然課税情報等が必要になってまいりますし、その辺につきましてはかなり微妙な点がございますが、法に抵触しない方法もないわけではありません。質問者はそういうことをわかれというふうに言っていると思いますので、その辺につきましては、どのような方策でそういう有効な活用ができるのか、そういう情報が共有できるのか、考えてまいりたいとは思いますが、税情報としてはできな

いことをご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁調整のため休憩を。

●委員長（室崎委員） 休憩ですか。
休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時59分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変、質問に対して適切に理解をせず、ご答弁がかみ合わず、時間をとらせてまことに申しわけございません。

先ほど質問者の趣旨、理解いたしたつもりでございます。

課税情報として、特定できない方法で役場内の組織に対して、情報として提供はできるものと考えます。したがって、あくまでもマクロ的ではございますが個人の特定をせず、例えば松葉地域、湾月地域というようなマクロ的な方法でそういう空き地があるとか、建物があるとか、そういう情報については共有というか、提供できるかというふうに思います。

ただし、その情報を得て次の段階については、この場では私のコメントを差し控えたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうするとあれですか、地域全体の固定資産税の厚岸町全体は言えるけれども、地域を限定した増収、減収、こういうことについては公開できないということですか。

私は個別を言っているわけではないんですよ。そういう地域限定したらだめだ言うのであれば、例えば湖南地域の商業地域だとか、湖北地域の商業地域だとか、言葉の使い方というのはいろいろありますから、私余り上手ではありませんけれども、そういうことによる増収、増減、例えば年度ごとに示すというようなことはできないですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） そのような方法で、ある意味統計的に処理した方法ではお示

しできます。ということは、何々地域という、そこに1軒しか家がないという場合は、これは秘匿しなければ当然なりません。ただし、それを公表することによって特定の物件を推測できるということでない限り、質問者がおっしゃられますとお示しすることはできません。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 商工費のときまででよろしいんですけれども、それを示していただけますか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 歳出の商工費に入るまでに準備をしたいと思いますが、若干のご相談というか、またかみ合わない資料を出すのだめなものですから、お話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、ありませか。

9番。

●松岡委員 交付金で、前年度から見ると4万4,000円ふえています。それから、納付金では17万7,000円減っているわけですが、この納付金と交付金の意義をひとつ説明してもらいたいと思うのです。

それと、もう一つには、前にもたしか聞いたことがあるような気がするんですけれども、ちょっとど忘れしてしまったんですけれども、矢臼別演習場のこの納付金になるのか、交付金になるのか、この分は一体どのぐらいあるんですか。この2つお聞きします。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の件についてでございます。この件につきましては、国有資産等所在市町村交付金につきましては、これは北海道以下5県でございます。納付金につきましては日本郵政公社でございます。これはそれぞれ該当する法律に基づいて、前者は交付金、後者は納付金というふうに規定されているものでございます。

それから、自衛隊につきましては、この目ではなく9款国有提供施設等所在市町村交

付金の自衛隊基地交付金になります。

●松岡委員 わかりました。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

3項1目軽自動車税、4項1目たばこ税。

3番。

●南谷委員 4項1目たばこ税についてお伺いをいたします。

この本年度現年課税分が1億533万6,000円、前年実績よりも600万円ほどふえておるんですけれども、実際にたばこの値上げの情報というんですか、テレビ等なんかでもよくあるんですが、これらのまず動向、いつごろからどのような状況で来年度予算に影響してくるのかということも含めて、動向を伺いたいと思います。

さらには、1億533万6,000円の算出根拠についてでございます。私の調べたところ、平成15年に3,700万本、平成16年が3,500万本、平成17年度はたしか3,313万6,000本。で、この計画書を見ますと、平成18年度の本計画の樹立に当たっては3万3,259本、合計しますとなりますね。そうすると、17年の数字よりも18年がふえている。町として、過去から禁煙対策として町挙げて取り組んできておるのに、このような本年度の数字が前年度計画の当初計画の数字よりもふえると、この辺の根拠というんですか、これらについて簡明にご答弁をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

質問者既にご承知のとおり、たばこ税につきましては、本年7月1日から1本当たり85銭、小売値で1本当たり1円、マイルドセブンで270円が290円というような値上げの率になってございます。それは本年7月からの施行、いわゆる値上げとなってございます。それをもちまして、先ほどの算出根拠ということでございますが、このたばこ税につきましては、仕組みといたしまして、厚岸町の年度に対してそれぞれ卸売業者等々からのいわゆるたばこ税の納入になるわけでございますが、毎年3月から2月までの分が所属年度というふうになってくるものでございます。いわゆる収納調定ということからこういうことになります。

したがいまして、3月から6月までは1,000本当たりの単価、現行単価の2,977円、これにつきましては旧3級品以外、いわゆるゴールドエンバット等6品目以外のもの、それから旧3級品につきましては、単価1,412円を3月から6月まで、失礼いたしました。もう一度言い直します。

まず、旧3級品以外が3月から6月まで単価2,977円となりまして、それぞれ788万円から3、4、5、6ということで計算されてございます。7月から2月まで、いわゆる税率改正後、1本1円相当値上げ後の数字の単価が1,000本当たり3,298円。その税額が933万円と。これは、なぜこういう本数が違うかということ、平成18年の各月の本数見込みを前年度の本数見込みから拾って持ってきているところからこういう動きがございませぬ。したがって、それぞれ月ごとの実数は違いますが、単価につきましては3月から6月までは現行の税率、2,977円、7月から2月までは3,298円、旧3級品につきましては1,412円ずっと1年間でございます。これをすべてこのように実績に置きかえますと1億533万6,000円となるところでございます。

そこで、六百二十何万円ふえたわけでございますが、昨年の実績よりも上回ってということでございます。確かに禁煙をなさる方も多くなってきていることは私も喫煙するものですから、よく承知してございます。この積算に当たっては、平成17年の決算見込みの本数、これに99%を掛けさせていただきました。したがって、1%しか禁煙をしないのかということになります。ここ数年の状況を見ますと、この18年度におきましては600万円ほど上がっていますが、これは税率のアップとそれから本数が昨年の実績より上がっているということになります。試算といたしましては、17年度決算見込み本数の99%を基礎に積算しているところでございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 詳しい説明をしていただきましてありがとうございます。

そうしますと、数字の上ではこういう数字になっているけれども、本計画については、前年度実績の99%の本数を試算をされたら、こういう理解でよろしいですね。

そこでお尋ねしたいんですが、委員長、若干たばこ税に関する事なんで、広がりませぬけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしますと、今言われたように、課長、まさしく答弁されたんですが、前年度の実績に対して99%。町の一つの、片一方でアドバルーンを上げている禁煙対策、この辺の考え方と、たばこ税に対する試算をするときにアクセスがあったんですかね。たしかあみかの方で禁煙対策について、この二、三年の推計見ていると1けたのような伸びの数字ではないですか。片一方で健康運動と言ってアドバルーンを上げていて、町として何をすべきか。そういう対策の部分ではまことに僕はお粗末だという気するんですよ。当然こういう数字にはね返ってきてしかるべきだと。町長は以前にも、禁煙は分煙対策をしっかりとっていく、この辺の対策というものが私はこの数字にはね返っているのではないのかなと。

いろいろとり方があって、私の考えがこじつけととらえる方もおられるでしょうけれども、私は、少なくとも喫煙者に対する対応、この辺の対応もいま一つ見えないものがあるなと。しっかりと対応して、すべきものはする、分煙対策をする。この辺につきましては、課が違いますから余り追究しませんが、もっと税収について反映されなければならぬのではないのかな。

そこでお尋ねするんですが、今後のたばこ税に関する将来の方向性というんですか、

これらの考え方も所見をお伺いしたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ご質問者、いわゆる健康増進法等の施行等に伴って、やっていることが一致しないのではないかということではございますが、課税する担当といたしましては、やはりこの99%が正しいのか、正しくないのか、見込みが甘いのか、甘くないのか、これにやはり終始してしまっているところでございます。

ただし、厚岸町は一つでございます。そういう意味から、そういう禁煙、分煙、そういう取り組みをすれば、当然99%という試算をするのは財政担当としては、ここでは誤った試算ではないかというふうに私は今感じ取っているところでございます。ただし、これにつきましては、喫煙者が購入され、それによって後日納付されると。あくまでも町は受け身の態勢でございます。

したがって、来てみなければわからないという部分がございまして、不確定要素がかなり多うございます。そういう意味からして、いろいろな施策と相まった方向、それから、それによって減収になる分につきましてははしかるべき時期にきちっと見きわめた上で対応してまいりたいと、このように考えますので、ご理解賜りたいと思います。

●南谷委員 いいです。

●委員長（室崎委員） いいですか。

1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

1款町税、5項特別土地保有税、1目特別土地保有税、ございませんか。

6項1目都市計画税、ございませんか。

2款地方譲与税、1項1目地方道路譲与税。

2項1目自動車重量譲与税。

3項1目所得譲与税、ございませんか。

3款1項1目利子割交付金。

4款1項1目配当割交付金。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金。

6款1項1目地方消費税交付金。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金。

8款1項1目自動車取得税交付金。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金、ありませんか。

10款1項1目地方特例交付金。

11款1項1目地方交付税。

8番。

●音喜多委員　ここで少しお尋ねしておきたいというふうに思います。

財政課長は提案説明のときに、こうして減ってくる原因は、昨年行われた国勢調査がはっきりしていると、人口減も要因の一つだという言い方をされておりました。もともとの地方交付税というのは、そこに人間がどれだけ住んでいるか、そのことによって行政の役割というか、そういう仕事を提供していかなきゃいけないということで、地方交付税というものがそもそも成り立つというか、基準財政需要額がそのことが地方にこうして算出されて与えられるというか、そのことはもうずっとそれをもとにして今日まで来ているわけですから、そんなことゴドゴド言う必要もありませんし、ただ、地方にとっては人口が減るということは、これはちょっと今税金の入ってくる分野とはちょっと筋道は違うかもしれないけれども、いわゆる人口が減るということは交付税が減る、これは裏表同一のものであって、そのことをやっぱりしっかり考えていかなければならないのではないのかと。

特に、町村合併の関係で、厚岸町はもう既に1万を割るという見通しが出ているわけですね。今ここで人口をふやすための特効薬というのがあるのかといえ、まずないだろうと私は思います。ということは、2大第1次産業を主としていくなればもう限界だと思うんですね。自然のというか、海からたくさん物とってくればいいという時代は終わったし、酪農家の方のふやせと言ったって、今でさえもう土地はふやせるわけでございませぬし、牛乳も頭打ちの状況で、脱脂粉乳さえ売れないというか、そういう消費拡大をバター含めてやらなきゃならない。

そうすると、この町でふやしていくとするならば何なのかと思っても、まず差し当たりこれはというのはないというふうに私は思うような気がしてならないです。ましてや、今盛んに地方の国の関与するところの施設というか出先機関を道含めて廃止というか、縮小ということになれば、なおかつ官公庁関係はばたばたとまた三公社五現業のときのような状況が踏まえられないかというふうに私は思うのであります。

そういった意味で、人口をふやすというのは、これはまた別に一般質問でもその対応策としてはやりたいなというふうに思っていますが、この交付税そのものを今、国は見直そうとしております。それはどのようにというか、この今の国の財政の状況から既得権的なこの地方交付税を見直そうとしていますが、今年度はともかくとして、今年度のこの出してきたときには国から説明をどのように受けていますか。まずそこ1つ、先に聞きたいと思います。

●委員長（室崎委員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　地方交付税につきましてのご質問にお答えいたします。

まず、国からどのような説明を聞いているかということですが、国直接ではなく、道庁、支庁を介してそれぞれの情報が流れてまいります。いわゆる地方財政計画というものが示されて、その情報によって私どもはいろいろな分析をし、できるだけ近

い数字にたどり着くよう分析を重ね、見込むわけでございますが、国からの説明といたしましては、地方交付税につきましては三位一体の改革に伴いまして約1兆円、率にして5.9%の減というふうに地方財政計画に示されているところでございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そのとおりですね。地方税は1兆6,000億円がふえているんですが、逆に地方に交付する分は5.9%、1兆円カットです。今私言いたいのは、単年度、単年度で見えたらその年、その年は日暮らしのように生活はできると思うんですよ。これからずっと下降線の中で日暮らし、日暮らしはできるけれども、今年度においたって、いわゆる地方のスリム化ということで、定員も減らせ、いわゆる定数を減らせと、いろいろな圧力かかってきて、みずから自分の町を滅ぼしていくとか、減少させていかなきゃいけないという国の仕組みなんですよ。

特に、気をつけなきゃいけないのは、次年度以降にさらに国は、今、竹中総務大臣の中で大きなことをやろうとしているわけですね。1つは、地方に自由にやってもらいますよと。いわゆる地方分権あるいは道州制といったもので、地方のそれぞれの仕事は地方で責任持ってもらいましょうと。これは私も一般質問の中でお話しさせていただきましたが、いずれにしても、そういう国と地方の役割分担をはっきりさせましょうと。仕事がそういうふうにはっきりするということは、当然お金もはっきりさせましょうということになってくるわけですね。

そして、今お話ししたように2つ目には、地方の責任、これが非常に問われるというか、つまり、地方のやった仕事が責任問われますよと。そのことは何を意味するかといったらば、そこの地方でもってやった仕事で破綻するようになったらば、地方はそれでつぶれてくださいと。地方自治体の破綻法というものを用意しているというか、もう既にそういった形で責任をはっきりさせましょうと。そして、そのためには、地方の財政計画をしっかりと自分たちで立ててください。国にいつまでも頼ってはいけませんよということですね。

そして、4つ目には、自治体がそういった責任というか、財産をしっかりと保全して、その上で負債は負債で整理してやりなさいよということですね。

そういったことをこれから求められているというか、そういったことでの話はもう既に出ているわけですから、当然そういったことでは厚岸町としては何らかのそれを対策というか、そういうことを考えたことはありますかとまずお尋ねしておきたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ご質問者おっしゃられますとおり、竹中総務大臣がこの第164回国会の開会日に所信表明演説を総務委員会で行ってございます。その際に、今質問者がおっしゃられたとおり、いわゆるインセンティブ制度、それから国でいうプライマリーバランス、それから破綻

法、これらについても若干触れられているようでございます。

これは何を意味するかといいますと、今、国は景気が上向き状況になってきたということを行っているようですが、地方にはまだまだ波及してはきておりません。その意味で、所得税、酒税32、法人税35.8、消費税29.5、たばこ税25、この法定5税にかかわる税収が国として幾らあったとしても、いわゆる国がいうプライマリーバランス、公債の発行と償還を除く基礎的財政収支を国が守ろうとする限り、地方には交付税は来るとは思っては、これは甘いと思っております。

そういう意味からして、今から国からの交付税等々を当てにするのではなく、少なくとも景気がよくなったら来るのではないかというようなことではなく、むしろこれ以上来ないということを想定し、今後の施策について十分検討を重ねながら計画的に財政運営を図っていく必要があるのではないかというふうに財政担当としては考えています。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そのとおりですよ。メディアは盛んに今、課長が言われたようなことを言っていますが、現実にそのようになるんですよ。と私は思います。そのことによって地方公共団体含め、とんでもないという話はこれから出てくるんでないのかなと。まだまだそのことに気がついていないだろうけれどもというか、薄々、今課長言われたようなことは財政担当の各市町村でそういう危機意識を持つならば、当然そういう声が大きく出てくるだろうと私は思いますし、地方6団体としても大きな声を上げていかなきゃならないのではないのかなというふうに私は思います。

そこでまず、それじゃ我が町は何をできるのかなということになるんですが、いろいろな今の国の大きな借金を見て、またこの財政上の構造改定、あるいは交付金の国からの地方の関与の問題、そういったことを考えたら、やはり自分のところの借金、今までは国につき合わせられて出てきた大きな国の、この地方が持っている借金、これをいかに早く適正に処理するかということが求められていると思うんですよ。いわゆる筋肉体質というか、動きのできる自治体になっていかなければ、それこそ町村合併含めていざどこか大きいものにのまれてしまうというか、そういうことにならざるを得ないのではないかなというふうに思うんです。

その借金の問題でちょっと提言というか、私も心配するところで、情勢を見ると、交付税の特別会計の借入金の償還は52兆8,000億円あると言うんですね。このうちの地方、いわゆる市町村というか道含めてですが、34兆2,000億円。これ地方の34兆2,000億円、これを既に元利償還金として返さなくちゃいけないというか、あれなんです、今まで地方は財政難という理由で先送りしてきたわけですよ。

そんなことからすると、今課長が言われたように景気回復したと、都会では。都会ではそういう流動性があるようだけれども、地方ではまだまだ関東、関西までだけれども中部が景気いいとか、日本の景気のバランスの中では名古屋あたりが頂点で、地方に行ったら灰色だと、そんなようなことを言われていますけれども、いずれにしても、この34兆2,000億円、これ返さなきゃいけない。国は、毎年これから1兆円から2兆円を地方に負担を求めるらしいですけれども、いずれにしても、この返せというか返すという時

期が争点になっているようです。ですから、いずれにしても私どもの借金もまだかなり持っていますので、そういったものはどういうふうを考えているとか、そういう認識を持っているならば、計画性があるかということをもまず聞いておきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

今、委員おっしゃいますとおり52兆円、それから34兆円、おっしゃるとおりでございます。

さらに申し上げますと、国は770兆円のいわゆる借金を抱えているところでございます。これが国債として償還する財源としては、言葉はちょっと適切ではありませんかもしれませんが、自転車操業的になっている状況であります。

したがって、先ほどもちょっと申し上げましたが、国としては、景気が回復し国税が潤沢に入ったとしても、まずは国の借金を返すことに専念をするというふうに認識しておいた方が、地方としてはまずは安全な対策を講じるべき態度、姿勢をとることができるであろうというふうに考えてございます。

ただし、事業、それなりに行政サービスは、当然地方としても、交付税が来ないとしてもしなければならないことは、これは地方の義務でございます。国は破綻法等いろいろ考えているようではございますが、それらもすべて見据えた上で、いかに行政サービスを継続していけるかということは、やはり財政運営をきちっと守っていくということがなければ、推進できないものというふうに私は自分なりに考えているところでございます。

その意味からして、その行政サービスを推進するに当たりましては、必要最小限のいわゆる借入金に抑え、なおかつ国の財源保障、保障といいますか交付税算入、基準財政需要額に算入される等々の有利な起債を厳選し必要最小限の起債を起す、そういうような態度で臨んでいかなければ、当然国の言うようなこれからの交付税の伸びは期待できないという総務大臣の弁をかりれば、地方は不断の行政改革を推進するんだというようなことを言うておるようでございますので、期待せず、一地方団体としていかに自立できる財政運営を確保するかということをしつかり国の動向を見きわめつつ考えてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 まさしくそのとおりでございまして、現実には交付金が減少の中で、やっぱりこれからまた借金した償還も続けていかなければならないということになるわけでありまして、やはり計画的なスリム化とか、財政的にスリム化とか、余り借金のないことというのは、これは町長の考え方とか、今までやってきていることもそれに合致するのではないかなというふうに思います。

そういったことでは、これからの交付税を今までどおり当てにすることは非常に難しくなってきていると。なおかつ、国の動きがそういう意味では非常に早くなって

きているということをきちっと察知していただきながら、やはり早い年度で計画を立てていただきたいなというふうにお願いして終わりたいと思います。

●委員長（室崎委員） 答弁はいいですか。

●音喜多委員 いいですよ。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

12款 1項 1目 交通安全対策特別交付金。

13款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2目 衛生費負担金、3目 農林水産業費負担金。

14款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 民生使用料、3目 衛生使用料、4目 農林水産業使用料、5目 商工使用料、6目 土木使用料、7目 教育使用料。

2項 手数料、1目 総務手数料。

次ページ、3目 衛生手数料、4目 農林水産業手数料、6目 土木手数料、7目 教育手数料。

3項 1目 証紙収入。

15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金、2目 衛生費国庫負担金。

2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、ありませんか。

4目 農林水産業費国庫補助金、6目 土木費国庫補助金。

次ページ、7目 消防費国庫補助金、8目 教育費国庫補助金。

3項 委託金、1目 総務費委託金、2目 民生費委託金、4目 土木費委託金、ありませんか。

16款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費道負担金、2目 衛生費道負担金。

2項 道補助金、1目 総務費道補助金、2目 民生費道補助金、3目 衛生費道補助金、4目 農林水産業費道補助金。

3項 委託金、1目 総務費委託金、3目 衛生費委託金、4目 農林水産業費委託金、5目 商工費委託金、6目 土木費委託金、ありませんか。

17款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、2目 利子及び配当金。

2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入、2目 清算物売払収入、4目 農業施設売払収入、ありませんか。

18款 1項 寄附金、1目 一般寄附金。

19款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、2目 減債基金繰入金、3目 地域づくり推進基金繰入金、4目 まちおこし基金繰入金、6目 環境保全基金繰入金、ありませんか。

20款 1項 1目 繰越金。

21款諸収入、1項延滞加算金及び過料、1目延滞金、2目加算金、3目過料。

2項預金利子。1項町預金利子。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入、ありませんか。

5目地域総合整備資金貸付金収入、6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入、3目農林水産業費受託収入、4目土木費受託事業収入。

6項雑入、1目滞納処分費、2目過年度収入、3目雑入、ありませんか。

次ページ、22款1項町債、1目総務債、3目衛生債、4目農林水産業債、6目土木債、7目消防債、8目教育債、10目臨時財政対策債、ございませんか。

3番。

●南谷委員 10目臨時財政対策債についてお尋ねいたします。

計画では2億2,400万円ですか、計上がされております。前年度と比較しまして2,800万円減になっているよということでございますが、これについては、人口の減、交付税の関係の補正係数が人口1人当たり下がってきているというんですか、この額が本来限度いっぱいなのかどうか、この2億2,400万円というのが。去年は2億5,300万円だったんですけれども、去年もたしかいっぱいだったと思うんですけれども、まず、この2億2,400万円というのが厚岸町として借り入れのできる限度いっぱいの数字なのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

今、臨時財政対策債について、限度いっぱいなのかということでございます。私ども、この臨時財政対策債試算に当たりましては、国から示された地方財政計画に基づき、その内容を17年度の交付税の算定様式に当てはめて試算をさせていただきました。したがって、本年度の本算定においてどのように単位費用等補正係数が変わるかはまだ不確定で全くわかりませんが、17年の国勢調査人口に置きかわるという情報と、総額として9.8%減になるという情報をもとに、17年度の数値に単純に当てはめて計算した結果、2億2,470万円という結果が導き出されました。その額をもって計上させていただきますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 そうすると、限度いっぱいという理解でよろしいですね。

そこでお尋ねするんですが、厚岸町として、この2億2,400万円、対策債を借りて措置をするんですが、これは限度いっぱいだと、その辺の実際の背景というんですか、もっと借りられればもっと借りたいのか、どうなのか、この辺の状況についてお尋ねさせていただきます。

それから、なお、この臨時対策債なんですけれども、借り入れの率というんですか、それらの関係は、それから交付税措置は後ほどどうなるのか、この辺についてもお尋ねいたします。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

この臨時財政対策債につきましては、交付税算定における臨時財政対策債発行可能額算出資料というものに基きまして算出されます。したがって、これらに当てはめる係数、国勢調査の人口であるとか、そういうものを入れた段階において、自動的に数値がはじかれて出てまいります。それがいわゆる発行限度額。それ以上くださいと、発行したいということに意思を例えば表示したとしてもそれは借り入れできるものではないです。

それから、臨時財政対策債についての後年度の交付税等の状況でございますが、まず、資金区分につきましては財政融資、いわゆる旧資金運用資金ということになりますか、償還につきましては20年のうち3年の据え置きでございます。それから、充当率につきましては当然100%で、交付税算入につきましては、これは15年債発行額の実態しかちょっと今つかまえておりませんが、発行可能額の1.5%ということになっているところでございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 金利はわかったんですけれども、そうすると、後ほど交付税措置がされるのは100%、後々償還するときに交付税措置されるんですか。再度確認をさせていただきます。

その元利償還、返済の時点で。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ちょっと頭に入っているつもりが失念してしまいました。大変申しわけありません。

理論償還費の100%算入でございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 仕組みについてはよく理解をさせていただきました。

町として、有利な対策債ですから限度まで借りるというのはよくわかるんですけれども、実際のところ、最初に僕聞いたんですけれども、この対策債の物の考え方というものの基本的な考え方をお尋ね、改めてさせていただくんですけれども、どのようにとらえたらいいんですかね。なるべくこの限度いっぱい借りていくのがいいのか、それとも

なるべく借金だから少ない方がいいのか。むしろもっと借りた方がいいのか、この辺の町としてのとらえ方、それから、今後どうしていくのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

私、予算の説明のところでも述べさせていただきましたが、この臨時財政対策債につきましては、地方財政計画によりまして地方の財源不足を埋めるための赤字補填債でありまして、本来は地方交付税で交付されるものを代替財源として起債発行をもって許可するという創設当時の制度でございます。したがって、これを借りないというところはかなり裕福な町かなというふうに考えます。これをもって国は地方交付税のかわりに、いわゆる借金ではございますが、地方の一般財源を確保させたというふうにとらえているようでございます。したがって、許可される発行可能額全額について発行することが、町にとっては有利な財政運営ではないかなと私はそのように考えている次第でございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 10日、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ歳入を終わります。

歳出は午後からといたします。

それでは、休憩いたします。再開は1時から。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

歳出からまいります。

53ページです。1款1項1目議会費、ございませんか。

57ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

11番。

●岩谷委員 これ一般管理費の中で、広範囲にわたってちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず第1点目として、現在総務の方で使われている事務用品、それと機器ですか、機械類、それらはどこから買っているのか。事務用品について。これ各担当にもわたると思うんですけども、それぞれ共同購入でしているのか、それとも各担当でもって買い入れているのか、まずそこら辺を1つお聞きしたいと思います。

それと、教育委員会については、給食センターの食材がどういうふうにして購入されているか。これが町内か、それとも町外なのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、あみかの方については、今のインフルエンザありますね、薬剤関係。それから、それらについてはどこから購入しているか、それについてお教えいただきたいと思っています。

●委員長（室崎委員） 11番さん。給食の関係はそちらの項目がありますので、そこでお願いたします。

あみか含めて庁舎の中の資材購入というところで言っていただきます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

庁舎内で使用されている一般事務用品、ボールペンでありますとかコピー用紙でありますとか、そういうものにつきましては、税財政課財政係の方で一括調達しております。調達の方法につきましては、財務規則に定める随意契約または指名競争入札で行っております。

●岩谷委員 購入先は町内なのか、町外なのか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 答弁漏れ申しわけございません。

購入先は、いわゆる指名選考する場合には当然町内、随意契約におきましても町内業者を指名してございます。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

インフルエンザ薬品につきましては、それぞれの医療機関において購入していただいております。なお、保健介護課でもって救急薬品とかというような形で常備しているものにつきましては、地元から調達をさせていただいております。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 これね、一括購入ということで、やはり今の財政的に相当経済的に落ち込ん

でいるものですから、やはり購入時にはなるべく地元優先という形では一応買ってほしいなというのがまず目的なんです。それで、恐らく一括で購入しているという言い方であれば話がわかりました。これもほとんどが地元が優先という形になりますね。

それから、あみかの方の薬品関係については、これ例えばインフルエンザの薬品は、地元からの薬局かどこかから購入できないんですか。

- 委員長（室崎委員） 11番さん、一般管理費の中でということになりますので、薬品ということになるとそちらの項目の方がよろしいのではないかと思うんですが。
- 岩谷委員 いや、そんなに中さ掘り下げないで、あくまでも例えばインフルエンザの薬品なんかでも、地元の例えば薬局から買えば、幾らかでも厚岸町に還元になるだろうと、簡単な答えですから。
- 委員長（室崎委員） わかりました。簡単なところだけにしておいてください。
- 岩谷委員 はい、余り掘り下げませんから。それをどうのこうのじゃないですから。
- 委員長（室崎委員） わかりました。
病院事務長。
- 病院事務長（斉藤事務長） インフルエンザに限っての話なんですけれども、いわゆるワクチン関係につきましては、病院、医療機関で購入しております、これはいわゆる大手医療メーカーというんですか、5社以上になるんですけれども、そういう形の中で見積もり合わせをしまして購入している。
数的には、実は確保というのは大変難しゅうございまして、地元では、私になってから当たったことはないんですけれども、対応できないのかなというふうに思っております。
ただ、いずれにいたしましても、見積もり合わせは道内の業者ということで、釧路も含めてなんですけれども、町内業者で扱った形でない形のものとしてされていることをご理解願いたいと思います。
- 委員長（室崎委員） 11番。
- 岩谷委員 話の内容はわかりました。でも、やっぱり町内の中に、ワクチン系統については地元の薬品を扱っているところから購入できないのかと、そういう話もありまして、今それが難しいのであれば、当然それは別になりますけれども、よくわかりました。
あとはよろしいです。
- 委員長（室崎委員） 答弁よろしいですか。
1目、他にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

61ページ、2目簡易郵便局費。

12番。

- 谷口委員 この目の直接の予算にかかわるわけではありませんけれども、郵政民営化法案が国会を通過して、これの具体化が進められているわけでありましてけれども、伝えられるところによりますと、町内の郵便局においても集配が中止されるというようなことが伝えられております、上尾幌の郵便局でありますけれども。これらについて、地域に対する影響、この辺はどのように押さえているかお伺いをしたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後1時08分休憩

午後1時09分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

総務課長

- 総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

郵政民営化にかかわるその後の影響ということでございますけれども、まだ私どもの方には、それにかかわるような新しい情報といたしまして、そういった部分は一切届け出られていないというのが現状でございます。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 事務連絡はないかもしれませんが、もうマスコミでは報道されておりますよね。この管内においても、昆布森の郵便局、磯分内の郵便局、そして厚岸町でいえば上尾幌の郵便局、まだあったかちょっと忘れましてけれども、集配業務が停止されるわけですよね。そうすると、その影響というのはやはり非常に大きいものがあるんじゃないのかなというふうに私は思うんですよ。どこの局がああ地域の集配業務を行うのか。あるいは今郵便局が行っている業務で、それを頼りにしている地域の人たち、地域の安全の問題も含めていろいろな面で郵便局が厚岸町とも協定を結んでやっている事業等もありますよね。そうすると、それらが実際上尾幌で行うことができなくなる。あるいは非常に今までだったらスムーズにいていたことも、遠隔地からの集配業務になっていくということになると、特に地域的なことを考えると、影響はあるのではないのかなというふうに考えるんですよ。

そういう点ではやはり敏感な対応が必要ではないのかなというふうに考えるんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まことに情報が少ない中でございます。今言われるような形での民営化に向けた動きの変化、こういったものがどの程度になってくるのか。地域にとってどのような影響が出てくるのかという部分の情報が私どもの方で十分つかんでいないというのが実態でございまして、これらにつきましては、早急にしかるべき機関お問い合わせ等々によりまして情報収集いたしまして、対応策といたしましょうか、そういうような部分に入らせていただきたいな、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 郵政民営化については、厚岸町議会では反対の意見書まで上げているわけですよ。そうすると、その意向に沿ったやはり行政の対応というものも必要ではないのかなというふうに思うんですよ。それで、郵政民営化されれば、さまざまなサービスがそれによって受けられるんだというバラ色の構想を示していたわけでしょう、結果的には。

ところが、今回もう早速そういう郵便局の集配業務統廃合する、やめてしまうというようなことになっていくと、これがさらに進んでいくと、次は何が来るのか。今まで郵便局でこういう業務もできますよというようなことを盛んに言って、これを成立させてきた、そういう法案であったものが、今度具体化されていく中で地域住民に大きな問題を突きつけてくるというのでは私は困るし、地域が過疎化にさらに拍車をかけるような、そういう事態になっては困ると思うんです。

そういう点では、もう少しきちんとした早目、早目の情報の収集、対応が必要ではないのかなというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

郵政の民営化については法案が通過したわけでありまして、我々といたしましては、議会もそうでありましたし、私たち自治体も民営化には反対という趣旨の中で、やはり地域に大きな影響を及ぼす民営化であるという中で反対してきたわけでありまして、しかしながら現実には通過をいたして、民営化に移行しつつあるという現行の中で、上尾幌郵便局の集配業務を中止というような今お話でございまして、これらの点につきましては、情報収集をしながら、やはり上尾幌地区においても郵便局の果たしている役割、極めて大きいわけでありまして、その点についてはご指摘のありましたとおり、早急に対応しなければならぬ、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思いま

す。

●谷口委員 よろしいです。

●委員長（室崎委員） はい。
2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3目職員厚生費、4目情報化推進費。

67ページ、5目交通安全防犯費、ありませんか。

6目行政管理費、7目文書広報費、8目財政管理費、9目会計管理費、10目企画費、11目財産管理費、ありませんか。

12目車両管理費、ありませんか。

2項徴税費、1目賦課納税費。

81ページ、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、ありませんか。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、ありませんか。

2目道知事道議会議員選挙費、4目町議会議員選挙費、7目農業委員会委員選挙費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

6項1目監査委員費、ありませんか。

91ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

97ページ、2目心身障害者福祉費。

101ページ、3目心身障害者特別対策費、ありませんか。

4目老人福祉費。

5番。

●中川委員 ここでお伺いいたします。

何ていうんですかね、ひとり暮らしの老人ですか、これ何と云えばいいのかな。独居老人ですか。これ厚岸町で何人ぐらいいらっしゃいますか。まずお答えいただきます。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げたいと存じます。

65歳以上の方々、2,970人を超える方々がいらっしゃいますが、そのうち単身世帯、いわゆる独居という形の方でござりますが、町内には551人いらっしゃいます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●中川委員 そここでお伺いしたいんですけれども、私これ1年前に別な項目で、災害対策

費で町長なり課長から質問して答弁いただいているんですが、その際に、この独居老人がどのようにして避難路なり通りまして避難場所に行くのかという質問を私したんです。そうしましたら、町長から答弁いただきました。町長も記憶にあると思うんですけども、それで、実は行政がこれを全部お手伝いしながら避難をすればよろしいんですけども、このように町の職員も減ってきたと。そういうことで、今協働のまちづくりを目指しているので、その自治会の皆さんの協力をいただきたいと。そして、自治会はどこへだれかひとり者が住んでいるかわかるわけですから、皆さんと一緒に声をかけ合って避難してくださいと、そういうひとつ自治会で対応していただきたいと、このような去年の議会の第1回目の定例会で私の質問で答弁がされたんです。

それで、私は、この第1回定例会終わりましたら、皆さんの自治会もそうでしょうけれども、総会がありますので、その際に、今町長から言われたとおりに皆さんにひとつ協力をいただくように、私は今若竹町ですけども、自治会の方に総会で協力願いますということで約束しながら総会に臨んだわけです。

話ししているうちに、若竹町は、自分の町を褒めるわけでないんですが、私が願う前にもうやっていたいでいるんですね。若竹町というのは湾月町から引き揚げてきまして、若竹町もそうなんですけれども、非常に古い町なんで、大体四丁目に信号がありますけれども、そこからうちの方、湾月町にかけて特に独居老人がいるんですよ。私の頭の中にもあそこにいるなとって頭に入っているんですけども、去年の3月に質問したときは私まだ気がつきませんでしたけれども、恐らくおととしの秋あたりに奔渡から1人、そう言ったら担当者はわかると思うんですけども、うちの近くに住まわっていたんです。それを私、頭の中に入っていなかったもんですから、いるんですけども、それで総会のときに、今言ったように皆さんに訴えました。若竹町は行政懇談会のときには皆さんが来ていただいても7人しか8人しか集まってこないんですけども、総会となったら40人も50人も来るんですね、ありがたいことに。それは、こんなこと言ったらあれですけども、若竹町にすし屋さんが2軒ありまして、交代交代総会に使いまして、すしや酒でつっているわけではないんでしょうけれども、結局集まりがいいんですよ。そこで私がそういうふうに協力願いましたら、ある人からこういう話が出ているんですよ。

これ、大きな地震がありました。それは日にちは聞いていませんでしたけれども。そしたらその隣の奥さんが窓をたたいて、「父さん大丈夫ですか」と言って、たんすか何かの下になったら困るので、声をかけたんだそうですね。そうしたら、まだ寝ていたかどうかわかりませんが、何も返事がなかったと。それでまた今度だんなさんが「おやじ大丈夫か」と言って窓たたいて声かけたんだそうですね。そうしたら、その中にいるじいさんが目を覚まして、「おまえ何言うんだ」と。「せっかく気持ちよく寝ているのに何でそんな妨害するんだ」というような言葉が返ってきたそうですね。

だから、そこで私に反論があったんですね。「中川さん、何ぼそんなこと言ったって、町長がそう言ったからと我々の前で言ったって、私はもうしませんよ」と。「こんなこと言われたら、もうやる気もないし」ということで、私も困ったな。協力願いたいのに相手がそうですし、それで今担当者のあみかやら、総務課長のところへ行ってアドバイスを指導受ければよかったですけれども、介護士さんが結構いらしているもんですから、

福祉協議会、私歩いてもすぐのところに住んでいますから、福祉協議会の事務局長のところに行って、アドバイスをいただくのに行ったんですよね。

実はこうこうこういうわけで、こうなんですけれども、局長さん、何か一ついいアドバイスありませんかと言ってご相談に行ったんですけれども、私の能力ではさっぱりないと言うんですよね、それに対してですよ。皆さんと今窓たたいて怒られた人たちにも行政の指導もいただきながら、何かいい知恵あったらその機会に皆さんにお伝えしますので、またひとつ協力願いますと言ってからもう1年たちますし、この議会が終わるとまたすぐ総会があると思いますので、ですから、皆さん、担当課はもちろんですけれども、皆さんでいいアドバイスというんですかね、ありましたら教えていただきたい。

これは、私はうちの近所のことを言っていますけれども、今551人のありまして、近所の人方に協力もらおうと思っても、こんなことになったらだれも相手しませんよ、これ。だから、一若竹町のうちの近所の人ばかりでなくて、五百五十何人もいまして、皆さんが協力しようと思って窓たたいても、たんすの下になっているかどうか声かけても、いやいや、うるさい、寝ているのと言って怒られたら、これだれも協力しようとしませんよね。だからなんかアドバイスがあるかなと。

そしてまた、その人は、このごろ介護士さんの車見えませんが、どうなっているのかわかりませんが、一時随分見えただんですけれども、最近見えないんですけれども、だから、介護士さんとか何とかの協力というのかな、担当課と何かいいアドバイスあったらお知らせしてほしいなと思ひまして質問したわけでございますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 保健介護課のところでのお話でございましたが、町がお願いしております自治会組織を中心にした自主防災組織のお願いという観点から、私の方からお話をさせていただきたいと思いますが、最近、転居をされて新たに若竹の方に住まわれたという環境を考えますと、隣近所とのおつき合いもまだそんなにじっくりいっていない段階でのお話かなというふうに思っております。

こういった種類のお話は、行政として、男の方だと思うんですが、「おじいちゃん、厚岸町としてはこういう取り組みしているんですよ」というお話をすることも構わないんですが、基本的には地域の中で、うちの自治会は特に単身のお年寄り、それから障害を持たれてなかなか避難するのに大変だという方々含めてこういう取り組みしているんですよという話を、やっぱり地域の中でしていただく。その中で、おっしゃられるように、私はいいんだと言う方も現実にほかの地域でも聞きます。聞きますけれども、これは人の命にかかわることありますから、時間をかけてお話をするというのも、それは地域の力としてやっぱり必要ではないのかなというふうに考えているところであります。

議会の中でも、避難行動の初期活動を具体的にどうするんだということで、行政としての動きが鈍いということも含めてご意見をいただいております、今まで自治会にお願いをするだけの話であって、具体的に自治会の会議に私どもがすべての自治会に足を運んでお話をさせていただくという状況にもありませんでした。幾つか、16年9月に自

治会にお願いをした段階で、ぜひ来て説明していただけないかというところもありましたが、すべての自治会でそういう対応とられているという状況ではありません。

そういう意味では、行政の側が一步踏み込ませていただいて、いつ来るかわからない地震、そして津波が想定される災害のときに、隣近所の方々の命と財産をどう守るという視点でのお話を一步踏み込んでしなきゃいけないなという答弁もさせていただきましたんで、そういう視点でこれから地域の自治会の方にもお願いをしていこうというふうに思っておりますが、基本的な守る力というのは、いざというときにはやっぱり隣近所の力になりますし、それが自主防災組織の力だというふうに私ども認識しておりますので、ぜひうまくいかない部分は時間がかかるかもしれませんが、うちの地域ではこういう活動をしているんです。したがって、たんすの下になっていないかというようなことも含めて自治会の役員や近所の人から声かけるんですよということも、お伝えしていただきたい。これがうちの地域の力なんですということを時間をかけてやっていくしかないのかなというふうに思っておりますので、その辺でぜひ進めていただければというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 5番。

- 中川委員 今課長の方から言われたとおりでと思うんですけども、今課長がタビからと言うんですけども、その人は奔渡一丁目に長年いた人なんですね。そこまで言っちゃうとだれだか担当課はわかると思うんですけども、ただ、私もさっきも言いますように、そのおじいちゃんもかなりの介護士さんが来ていますので、アドバイスくださいなんて言って私から生意気なこと言ったら申しわけないんですけども、今、自治会とか隣近所の人に行政の方から言っているいろいろと協力願うんだというの、これ一つの手だと言うんですけども、ただ、その介護士さんが入っていますので、行政と介護士さんとの協力というか、そして本人に、役員とか隣近所ももちろん大事でしょうけれども、それで介護士さんからおじいちゃんなりおばあちゃんなりに、そういう旨を伝えていただければいいんじゃないかなと思っておりますけれども。

それから、これは私は、本町側に住んでいるんですけども、本当に静かな、夜なんかでも私は錠かけて休んだのはついもう何カ月前からで、今までは錠も買わないで寝ていた方なんですけれども、だから、一つ、介護士さんとあれしてから錠かけて休まなければ危ないかなと思ったりして、そうすると隣近所の人からずっと助けに入れたり、これも一つかなと思ったんですけども、もし万が一錠も買わないで寝たり何だりして事件でもあったらまた大変ですけども、それも一理かなと思って、今まで自分ではやや1年間、こんな方法どうだろうなと思いつつもきたんですけども、まず、今、課長が言われるように、介護士さん入るときに介護士さんからの指導といいますか、こうこう隣近所から助け求められたらあれですよとかいうアドバイスをしてもらってやられれば、やっぱりそういうお世話になっているお年寄りというのは、介護士さんのお話かなり聞くんじゃないかと思うんですよ。

そして、うちの若竹町は本当に八十四、五の人ばかりがいるんですけども、私以上に朝4時から、今ちょっと冬ですけども、万歩計下げて歩いたり、あるいは夜はし

ようちゅう飲んだり、夏はパークゴルフやって、本当に元気なおじいちゃん、おばあちゃんなんですけれども、その人だけがおととしの秋あたりから来て、私ちょっと頭になかったもんですから、そういうことで協力をお願いしたらそういうことで返ってきたもんですから、やや1年間、自分でどうしたらいいだろうな、どうしたらいいだろうなとって考えていたんですけれども、そういうことで今回の議会で発言させていただきました。

わかりました。これからもまた、すぐ総会もあるでしょうから、その旨また伝えておきたいと思いますので。わかりました。どうもありがとうございます。

●委員長（室崎委員） 答弁はよろしいんですか。

●中川委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 4目、他にありますか。
12番。

●谷口委員 ちょっと細いんですけれども、この老人の日常生活用具給付9万2,000円だとかは、これはどういう給付をしているのか教えてほしいのと、高齢者バス乗車券助成が伸びているんですけれども、この利用状況がどうなっているのか。

それから、老人福祉電話対応なんですけど、これは前年度と同じ金額なんですけど、これは動きがないものなのかどうなのか、それについてお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えをさせていただきたいと存じます。

日常生活用具給付の部分でございます。

高齢者福祉という立場で、私どもの担当では3つの器具について給付をする形をとっております。1つは自動消火器でございます。それからまた、電磁調理器もでございます。それからもう一つは火災報知機という形でそれぞれ予算要求をしているところでございます。今回、この部分につきましては、税源移譲対象ということで国の補助そのものがこの部分ではなくなったわけではございますけれども、重要な取り組みであるというようなことで、一応当初予算につきましては前年並みでのせらせていただいておりますが、利用状況のいかんによりましては補正も視野に入れながら、財政サイドと協議をさせていただくというようなことで取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、高齢者バス乗車券の助成の方でございます。

この部分につきましては、17年度当初が443万7,000円で、新年度でもって450万円ということで予算を要求させていただいております。この部分につきましては、70歳以上の方々2,100人ほどになりますが、その方々に交付をするということで対処しております。

17年度の交付見込み状況でございますが、大体3分の2の方々が受け取るという状況

になっております。ただ、近年、70歳前後の方でも乗用車の免許証を持たれている方が結構多くなってきているというような状況かというふうに考えておりますけれども、交付率が減少傾向にございまして、年々少しずつ下降していくのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、もらわれた方々につきましては、利用率7割を超えるというような状況で使用させていただいております、そういう点では皆様により活用されている、そういう制度なのかなというふうに考えているところでございます。

また、老人福祉電話の貸与でございますが、この部分につきましては、電話を保有していない高齢者世帯へ電話をお貸しするというところで、電話料の基本料金部分を予算措置させていただいております。これをオーバーした部分については個人負担という部分でございますけれども、この部分につきましては、最近の傾向といたしまして、余り利用のオーダーがないと。各家庭への電話の普及が相当進んでいるというようなことの結果なのかなというふうに考えてございまして、そういう点では予算額につきましては前年度並みという形で当初に見込ませていただいているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、この日常生活用具の給付については、個々の申し込みがあった段階で審査をして給付をするというふうになっておりますか。年間どのぐらいあるものなのか、もう一度。ことしの見込みでなくて、前年度実績、そういうものをちょっと示していただきたいというふうに思います。

それから、バスの乗車券についてはわかりました。

老人福祉電話の貸与については、結果的にはこれで頭打ちに今後はなっていくというふうに理解していいんでしょうか。

以上です。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 日常生活用具の関係でございますが、16年度、17年度の実績でございますが、残念ながら利用がないという状態でございます。ただ、議会で12月定例会であったかと存じますが、火災警報機の関係で、今後需要が出てまいる可能性が相当あるなというふうに私ども考えてございまして、まずは独居の方々に、なおかつハートコールですか、そういう事業を利用しておられる方々130世帯ほどございますけれども、その方々を視野に入れまして、年次的に年間30件ぐらいオーダーが出てくるのではないのかなというふうに考えてございまして、その部分については対応していかなければならないだろうというふうに心づもりをしているところでございます。

それから、老人福祉電話の部分でございますが、委員おっしゃるとおりの状況かというふうに考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 つい先日だったと思いますけれども、せっかく連絡システムが確立しているにもかかわらず、消防に連絡をとれていたのに結果的にはそれがうまく機能しなくて、お年寄りが亡くなってしまうという事件が厚岸町ではありませんけれどもありましたよね。そういうことを考えると、これらの火災報知機だとか、そういうものについてはやはり消防含めて徹底した調査をし、その安全性をきちんとつけていくということが大事ではないのかなというふうに考えますけれども、それらについて、今30件程度という話がありましたけれども、今のひとり暮らしあるいは老人世帯等の状況をきちんとつかまえて対応していただきたいなと思うんですけれども、場合によっては、こんな予算ではなくてきちんとした対応、予算措置も含めてやられるべきではないのかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

昨日ですか一昨日ですか報道されておりました火災事故による死亡の記事でございますが、私も胸を痛めて読ませていただいたところでございます。火災警報機がそれぞれ設置されていればどうだったんだろうかというようなことで頭をよぎった記憶がございます。

警報機の設置の関係につきましては、厚岸消防署の担当の方々とも、新年度に入りましたら早々に打ち合わせの機会を持とうというようなことになっておりまして、それを通じまして、皆様への広報のあり方とか、周知の仕方、対象者をどこまでにしていくのか、そのようなことについて、より具体的にしていかなければならない。

また、福祉課で持っています部分の障害の方々への警報機の設置、こういうことも課題としてございますので、そこら辺調整をとりながら、連携しながら対応させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

その結果として予算規模がどのようになるかということになってこようと存じますので、その状況次第では財政サイドに新たにお願いをするような場面も出てまいるのかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜ればと存じます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

109ページ、5目国民年金費、6目自治振興費、7目社会福祉施設費。

113ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ございませんか。

119ページ……。

(「12番」の声あり)

- 委員長（室崎委員） どっちですか、1目ですか、2目ですか。

(「1目からちょっとお願いしたいと思いますけれども」の声あり)

- 委員長（室崎委員） それでは、1目児童福祉総務費。
12番。

- 谷口委員 新年度の予算になってもアスベストの予算があちこちりばめられているんですけども、今回のこの予算は、実際にはどういうことをやろうとしているのですか。

- 委員長（室崎委員） 12番さん、この目超えてアスベスト全部ですか。今、児童福祉総務費ですよ、1目。

- 谷口委員 ごめん。いい。飛ばす。

そしたら、すみません、へき地保育所なんですけど、今水洗化になっているところとそうでないところはどのようなふうな状況ですか。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 現在のへき地保育所の設置場所ですけれども、床潭地区、それから太田地区、尾幌地区となっております、いずれも水洗化にはなっていない状況でございます。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後1時51分休憩

午後1時54分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

床潭へき地保育所ですけれども、平成11年に簡易水洗化の工事を終えております。それから、門静へき地保育所につきましても平成11年に便所の簡易水洗化を行っております。また、尾幌でございますけれども、これも同じく平成11年に簡易水洗化を図ったところでございます。

以上でございます。

(「太田は」の声あり)

●福祉課長（松見課長） 太田も平成11年度。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、この簡易水洗というのはすべての便器がそういうふうになったと、小便器というか、それは別として、そういうふうになっているというふうに理解していいですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） そのとおりでございます。

●谷口委員 はい、わかりました。いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、あとよろしいですか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

2目児童措置費。

121ページですね、3目ひとり親福祉費、4目児童福祉施設費。

10番。

●池田委員 真竜、宮園、厚岸の3施設の去年の園児とことしの園児、それと臨時職員の人員をちょっと教えてもらいたいですけれども。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

入所児童数でございますけれども、平成17年度の現在でお答えしたいと思いますけれども、3月1日現在で208人でございます。それから、18年の予定につきましては176人となっております。

それから、臨時職員の関係ですけれども、臨時職員につきましてはそれぞれパートあるいは随時という形で、それぞれの保育所違うんですが、常勤の保育士ですけれども、この方につきましては、現在5名という形になっております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●池田委員 賃金でちょっとお聞きしたいんですけども、17年度当初予算767万2,000円、それから今年度が1,539万8,000円と2倍くらいになっております。それで、17年度は9月に補正で1,200万円ほど補正しております。ただ、当初の予算の組み方で、去年は760万円、今年1,500万円という、これ年度によって当初予算の組み方が変わるんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 臨時職員の関係でございます。去年は、増額補正につきましては、突然の職員の退職、それから途中入所、児童の増加により年度途中での増額補正をお願いしたところでございます。

この度の18年度につきましては、当初の段階から退職申し出がございまして、それを予算に反映させていただいていると。失礼しました。今年度、17年度末で退職する職員の分につきましては、職員の補充を行わないで臨時職員により対応してまいりたいということでの計上の違い方がございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●池田委員 そうすると、17年度は大体2,000万円くらいになるんですか、賃金支払いは。そして、ことしが1,539万8,000円。この分は減は今の退職の関係と、それから園児の減った分で500万円くらいの差になるんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

ただいまの差につきましては、決算見込みと今回の当初の金額の相違だと思っておりますけれども、例年途中入所児が約30名から40名、現在厚岸町内で入ってこられます。そのお子様たちが3つの保育所を希望されるわけですが、その保育所、保育所の入所の状況、定員それぞれがございまして、年齢別にお預かりできる範囲で、保育士を最低基準によりまして充足していくという形になりますので、その状況、子供たちの年齢層、あるいはその利用の状況によって、保育士の増減が生じてしまうというような状況になります。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

4目、他にございませんか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

129ページ、5目児童館運営費、ございませんか。

16番。

●竹田委員 5目の児童館運営費の友遊児童館と、それから次のページの子夢希児童館の非常勤職員、臨時職員、それから子供の利用者の数をちょっと教えてください。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えいたします。

友遊児童館の非常勤職員の人数につきましては3名でございます。それから、子夢希児童館の非常勤職員につきましては2名でございます。さらに、臨時職員でございますけれども、友遊児童館、子夢希児童館ともに1名というふうになってございます。

また、利用状況でございますけれども、友遊児童館については約80名、子夢希児童館については約50名という形になっております。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 道の補助金として、友遊の方が2,400万円、子夢希の方が1,762万円というふうにありますけれども、この計上される金額の算定方法というのはどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

補助金の名称が、放課後児童健全育成事業費ということでございまして、児童館の利用者のうち児童クラブに登録されている方の運営費が対象となるものでございまして、その利用する人数によって補助基準額が違いまして、友遊児童館の方につきましては大規模加算が行われていまして、補助基準額が360万円という基準に対しての3分の2の補助をいただいております。子夢希児童館につきましてはその補助基準額が264万3,000円ということで、補助率3分の2で176万2,000円という形になってございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 今にごっちゃってわからなくなっちゃうんですけども、計上される金額は、利用者に対してなのか、児童クラブに入っている人なのかというのは、わけわからなくなっちゃったんですけども。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

児童館ということにつきましては、児童館をまず一つの構造物というふうにとらえていただきたいと思います。この児童館を運営する補助金というものはございません。それで、先ほど児童クラブというふうに申し上げたんですが、児童クラブは、例えば使わなくなった休舎中の保育所であるだとか、そういった場所を比較的広範囲の中でやることのできるものが児童クラブといいます。厚岸町の場合は湖南、湖北に1カ所ずつ建て、その中での児童クラブを展開しているということです。

児童クラブに登録される方は、学校が終わって家に帰ったときに保護者がいない、1人で家の中でいなければならないという小さな1年生から3年生のお子さんが、学校から真っすぐ児童館に寄って、そこでお母さんたちが仕事が終わる5時ぐらいまで遊んでいただくということが児童クラブになります。

もう一つ、一般利用者がいます。この方については、一度家に帰ったら保護者はいるんですが、しかし、この少子化あるいは隣近所でのつき合い方が少なくなっている、あるいはその多くが児童館に頼っているとなると、家に帰っても近くに子供がいません。一緒に遊ぶことができないもんですから、一度家に帰っていただいて、保護者に確認していただいて、保護者に送ってもらう形になるのか、そういう形でかばんをまず家に置いていくと。そこで家の方で一度安全を確認した中で、一般利用者として児童館に来ていただくと、こういう部分で、児童クラブ、これには児童厚生員という方がつきます。この方は必ず双方1人配置しなければならなくて、この児童厚生員が1年間のプログラム、それから1日のプログラムを組んで、健全な遊びを指導します。

さらに、先ほどの非常勤のうちに、厚生員のほかに指導員という方がいます。これは、その厚生員の企画立案を厚生員とともに実施指導する職というふうになって、これら厚生員と指導員の、そのほか教材あるいは消耗品、こういったものに係る費用に対する補助ということになっております。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 そしたら、児童クラブに入っている人とか、一般利用者という、総体的な人数のことに対しての支出金があるということですかね、補助があるということですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 状況的には、この補助率から見ると、そのほとんどの補助対象が非常勤職員の賃金関係で満たしちゃう状況なんですね……

（「満たすとかでなくて、要するにどういう形で……」の声あり）

●福祉課長（松見課長） そうです、その一般利用者、この部分に係る必要な費用については補助対象にはならないというふうに。児童クラブに加入されている方を対象とした運営に要する費用に対する補助というふうにご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 そこを聞きたかったんですよ。何を聞きたいかといったら、児童クラブに入っている、それから一般利用者というのはわかっていたんですけども、どこにどういうふうにして補助金というか、計上されていたのかというのがわからなかったもんですから、そこを聞き出してから次の段階に入りたいんですけども、児童クラブに入る子供の限定というのは、1年生から3年生までとおっしゃいました。その上の要するに高学年児童というのは入れないということですよ。

どういう状態になっているのかわからないんですけども、せっかく低学年という形と児童クラブに入っている方を対象に道からの計上がなされるというのであれば、これ全員が入るといふ形は当然とれるわけではないんですよ。希望者が当然入ること、それから希望に対して、今言った家に帰ったときに親がいなくて1人になってしまったそういう子供を対象にということですよ。そういう人たちしか入れないんですか。そういう家に帰ったときに、例えば兄弟がもう1人いて2人になった場合とか。1人でないとクラブには参入できないものなんですか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

児童クラブの設置でございますけれども、厚岸町児童クラブ設置要綱ということで、平成6年に出された訓令でございます。この児童クラブに関する設置の内容、対象児童ということで規定してございます。小学校1年生から3年生までの児童というふうになってございまして、下校後または学校休業期間中、継続して保護に欠けると町長が認めた者とするということになっておりますが、ただしということで規定ございまして、小学校4年以上の児童についても、町長が特に必要と認めた場合は対象とすることができるものとするという規定がございまして。

そこで、現状では、このただし書きの規定、小学校4年生以上の児童についての利用希望は来ていないという状況でございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 人数に対してのクラブに入っている人間の人数によつての補助という形であれば、それが住民に周知徹底されて、親ごさんあるいはその子供にそういう部分が周知徹底されていて、それでも4年生以上の子供さんが果たしてそこに入る、入らないというものの分別がきちっとそういう理由がわかっていて、親ごさんまたは子供がそういうことを理解して、入る、入らないと決めているのか、それとも、周知徹底を完璧にされていて、それでもなおかつ入らないという状況になっているのかということがここで非常に大事になってくると思うんですよ。

というのは、入って人数がふえれば、その子供が毎日必ず利用しなければならないということもないと思うんです。であれば、そういう補助をいただけるのであれば、1人

でも2人でも3人でも入っていただくということが、補助率が上がるということも関係あるんですけども、その辺はどういうふうに思っていますか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

現在の児童館の利用の実態でございますけれども、そのほとんどのお子さんが利用に結びついている。ただ、近年、小学校の放課後にするクラブ活動、サッカーとか野球、それを最初から始める年齢が、3年ほど前は4年生からだったものが、3年生、さらに2年生からというふうに年齢の引き下げが行われてやられて、そのクラブをやりたいというお子さんも結構いらっしゃって、児童館に入ってくるお子さん、2年生、3年生となるとだんだん少なくなっている状況でございます。

それで、補助を受けるための人数の確保ですけれども、あくまでも3年生未満を対象とすると先ほど説明申し上げましたけれども、1年生から3年生までの児童クラブに対する補助ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 児童クラブに入っている人数によってということだということで、だから、4年生も5年生もふえればそうなるんだというふうに僕思ったんです。そういうことであれば、それで聞けるんでわかりました。いいです。

●委員長（室崎委員） あと答弁よろしいですか。

●竹田委員 はい。

●委員長（室崎委員） 5目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

135ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。
8番。

●音喜多委員 公衆浴場の関係で、去年から変わっている。変わっているというか、バスの運行が今回は見送られているということに予算上は。現在、どの程度の利用があつてそういう運行サービスをやめようとしているのか、現状をまずお話しください。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 入浴バス運行ですが、平成17年度は週2回、1日2往復、湖南地区のふろのない高齢者の方、希望する方を、湖北地区に公衆浴場があるわけですが、そこに無料で送迎するというサービスを行ってまいりました。このバスは町有のバスでございまして、24人乗りのバスということで、その送迎の業務につきましては町内の業者に委託していたところでございます。

現状の利用状況なんです、実は登録している方が18人ほどいらっしゃったんですが、現実的に利用されている方は常に10人未満であるという状況でございました。それに、1日2往復しているということでございまして、2回目の帰りのバスがほとんど利用されていないという実態があるということもわかりました。そういう状況があったものですから、利用者の方々にもいろいろとお聞きしてみたんですが、町の財政状況厳しいという状況もわかっていたようでございます。

それで、24人乗りのバスに1人か2人のことも多々あるということがありまして、私どもといたしましても、利用されている方にとってもちょっと肩身の狭い思いをさせているなど。それから、経費の面でも過剰じゃないかなということでございます。17年度は委託料が88万9,000円でございます。

そこで1つの案を考えました。常に10人未満の利用者でございます。ということは、10人乗りのワゴン車でも運行できるということでございます。ということは、10人乗りのワゴン車までは普通自動車の免許で運転できます。そこで、町で、ここに計上しておりますが、賃金30万6,000円というのが新たに計上されている部分であります、臨時職員による直営の運行に変えたという案でございます。

運行の回数は今までどおり週2回とすると。ただし、先ほども申し上げましたが、帰りはほとんど2回目の遅い時間は使われてございませぬ。その時間は19時30分に出発するバスでございます。このバスはほとんど使われていないということがわかりました。

そこで、行き、いわゆる湖南地区から出発する時間の17時15分と17時45分の2回あったわけですが、ここを17時30分の1回にさせていただく。それと、帰りを19時の1回にさせていただくということで、週2回、1回当たり1往復の運行に変えたいということでございます。

この案につきましては、利用者の方全員、18年度につきましては7名が利用したいという希望が既に届いてございます。この方全員の了解を得ております。そういったことで、利用者の方の了解を得た上で経費の削減を図りたいという案でございまして、経費の削減効果は、17年度88万9,000円かかっていたところを、直営の賃金30万6,000円でございますから、58万3,000円の経費の削減になるという案でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 本当によろやと使う実態に合わせたというか、こうしてやればやれるというか、かえってきめ細かな、そういう現状に沿った形になったのかなというふうに思います。ほかに全然変わってなくて、そういう大きな組織を広げてやっていたのがこういうきめ細かい形で対応できるということには非常にいいことではないかと思えます。

答弁はいいです。わかりました。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今、公衆浴場のことを聞こうと思ったんですが、それについてはわかりました。

それから、有害動物等病症媒介動物買い上げなんですけれども、これは、それぞれ何と何ですか。

それから、もう一つお伺いしたいんですが、これは畜犬登録、狂犬病予防がありますが、犬の散歩なんですけれども、ほかの方でもいいでしょうけれども、ついですからここで伺いたいんですが、これから暖かくなってまいりますと、町内会だとか、花のある町、ちょっと正確な名前忘れちゃったけれども、そういうところで町じゅうに美化運動の一環として花を植えていきますよね。そうすると、私たちの自治会なんかもやっているんですけれども、さあみんなで苗を植えましょうということで掘り返そうと思ったら、あちらこちらにきちんと置いていかれていっているわけですよね。そうすると、非常に健康的にも問題だし、それから飼う人のモラルがどうだったのかなということがああるんですけれども、これらについてきちんとした飼い方、あるいは散歩の仕方だとかということに対する徹底の方策を考えて具体化すべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、有害動物対策でございますが、ここに計上しております報償費のことになろうかと思いますが、この件につきましては、昨今山間部にノイヌが我が物顔に群れをなしているということでございまして、山間部の複数の自治体から駆除の要請がございまして、これはノイヌでございますから野犬とは違います。もう既に野生の犬として自立しているというノイヌでございます。この駆除をするための報償費、1頭当たり6,000円でございますが、その駆除をした対価として報酬を支払うということで計上してございます。

それから、病症媒介動物対策でございますが、これについては、エキノコックス症媒介動物でございますキツネを駆除するための対策費でございますが、ここにつきましても、キツネを駆除した方に対して謝礼を支払うという内容でございます。

（「キツネは幾らになっているのか」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） キツネにつきましても1頭6,000円でございます。申しわけございません。同じ額でございます。

それで、一般家庭で飼われている犬、畜犬につきましては日々毎日のように散歩という運動をさせないと犬にもストレスがかかるということで、愛犬家の方はかなり散歩されている姿が散見されるわけですが、モラルとしては、汚いものは道中に残さ

ないようにというのは当然の行為でございまして、片手にビニール袋やいろいろな袋など持っていらっしゃる方も多々見受けられます。ただ、そうでない方といいますか、いわゆる散歩しているときには多分大丈夫だと思うんですが、例えば早朝ですとか夜だとか、一部もしかしたら家庭から離れている犬もいるという事例もありました。朝になると、朝のご飯時間になると家にぽつと帰ってくるという事例もあるようでございますが、この件につきましては、個々のモラルに訴えるしか対策はないわけでございますが、非常に頭を悩ませているところでございます。

今までも、広報あつけしなどを通じましてモラルの啓発をしておりましてし、それから、毎年1回狂犬病の予防注射ということもございまして。そのときにもきちんとした飼い方のマナーということも含めて皆様をお願いしているところでございますが、それは地道にそういったことをお願いするというのを続けて、さらに続けてまいりたいということで対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 報償費についてはわかりました。

それで、この散歩の際の置物なんですけど、これについてはやはり、今課長おっしゃったような地道な活動が大事だと思うんですけども、やはりそうはいつてもなかなかそれがおさまっていかないわけですね。そして、町が町道の草刈りをしているときにもたくさんいるわけなんですけれども、結構頭から浴びる人もいるというふうに聞いているんですよ。そうすると、やはりいろいろなマスクだとかいろいろなものを着ていたとしても、いいものではないのではないのかなというふうに思うんですね。

そういうことを考えると、やはり啓発の看板だとか、そういうものも余りでかいものは私はどうかなと思うんですけども、例えば花壇なら花壇に合ったようなものだとか、それからそういう道路の縁だとか、そういうところに訴えるようなものも今後設置していくことが必要ではないのかなというふうに思うんですね。その辺ではどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるように、そういった看板などというのもモラルを訴える一つの方策だとは思いますが。いろいろな対応もあると思いますので、そのあたりは管内的にもどういった対応とられているのかということも情報収集しながら対応してまいりたいと考えますので、よろしくお願い致します。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか、1目。
13番。

●菊池委員 ここで若狭町長にお伺いいたします。

新聞報道で拝見したんですが、町長が子供たちの中で厚岸町に浴場が欲しいというこ

との希望につきまして、町長はタラソテラピービジョンについて子供たちの前で発表しておりましたが、そのときの状態というか様子をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

厚岸小学校6年生の総合学習の一環として、町長に対する要望いたしたいということで役場においでをいただいたわけであります。

その中で、当然厚岸小学校でありますので、湖南地区に公衆浴場があればという要請があったわけであります。その回答の中で、私の公約としてタラソテラピー、健康保養施設をとという考えも以前は持っておりました。皆さん方の考えと同様であります。

しかしながら、今日の財政事情においては大変難しい面もありますので、せっかく皆さん方の要望でありますので、今後の課題として対応していきたいというような回答をさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 浴場といいますとパブリックバス、おふろですね。テラピーといいますと療法、医学的な療法という意味ですね。今、タラソテラピーを調べてみますと海洋療法。海のもの、海水、海辺の空気などを利用した療法、このように出ています。おふろ、浴場とテラピーの違い、この辺の感覚はどうおとりですか、町長は。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私の考え方は、タラソテラピーに併用しての公衆浴場であります。すなわち、海洋療法と健康施設と公衆浴場は別な問題であります。しかしながら、公衆浴場も必要であろうという考えのもとに併用という当時の考え方を持っておったのであります。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 ここで、一応町長の考え方がわかりました。併用ということでございますね。

子供たちの前でも、少なからずとも公約に当たります。町長の今の考え方で、現在の考え方の状態で、今のこのプランについては腹構えいつごろに予定するのかお示しいただきたいと思っております。子供たちの一応構想要望でございますので。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほどもお話しいたしましたが、そういう構想はありましたが、財政事情厳しい中で、なかなかめどがつかない。しかしながら、皆さんの声というものも

今後の町政の中で生かしてまいりたいということでございまして、ご承知のとおり3年前ですか、一応タラソテラピーという構想の調査をさせていただきました。約11億円程度の構想が生まれたわけであります。

しかし、財政厳しい折で、真竜小学校の改築という問題が起きたわけであります。私は、政治的判断でタラソテラピーか真竜小学校かという中で、子供の教育環境は優先しなければならないということで、真竜小学校の改築を重点ということに判断をいたしたわけであります。

ただいまご指摘のありましたタラソテラピーについては、構想はありますが、財政等から考えますと、いつごろかということについては大変難しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

2目健康づくり費。

8番。

●音喜多委員 140ページに予防接種、190万円近い金が減ってきているわけですが、財政上でこういう形なんだろうが、予防接種だけは減らしたくないという感じがしないでもありません。この中での予算の中で、平成17年と比較して、この予防接種、今予定されているものは昨年、17年と何ら変わりがないものなのかどうか。

それから、がん予防です。これも減っていますけれども、最近がんに対する認識というのは非常に、142ページですね、がん予防保健、これも全体的には少なくなっていますけれども、従前と変わらないのか、その辺のところまず。昨年と同じ考え方で事業を進めているというのかどうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えをさせていただきたいと思います。

予防接種でございまして、この部分につきましては、前年度689万円でございますけれども、18年度につきましては501万4,000円というようなことで予算計上させていただいております。ここの大きなところでございまして、予防接種の委託料の部分で、実は減額計上になっている部分がございます。しかしながら、実態といたしましては大きいのはインフルエンザの委託料の部分でございます。昨年は1,000件ほどを計上させていただいたわけでございますけれども、今回、総体で1,400件と見込みまして、400件については一般会計の方で計上させていただく。そして、1,000件の部分、国保加入者の分でございますが、この部分につきましては、国保会計の中で道からの補助金が入りますの

で、それを財源として実施していただくということで、それぞれすみ分けをさせていただきました。

その結果、一般会計持ち分としましては、インフルエンザ持ち分は113万円ほどが私どもの担当する金額ということになったところでございます。そういうようなことで、前年度当初よりも今年度の当初が減ったということでございます。

それから、がん予防でございますが、この部分につきましては、前年度二百六十数万円、本年度235万円ということでございます。この部分につきましては、やはり委託料の部分の減少ということが大きな要因になっているところでございますが、実は乳がん検診の扱いでございますが、マンモグラフィによる検査が17年度から導入されております。この検査が始まりましたことによりまして、2年に1回の検査で対応可能というようなことになりまして、昨年、17年度につきましては、例年並みの件数で見させていただきましたが、本年度につきましては、50歳未満につきましては20件、50歳以上につきましては40件というようなことで、合わせまして60件の方々を見させていただく、このようなことで、17年度当初については皆さん2年に1回という区分がなかったわけでございますので、皆さんいらっしゃるだろうと。2年目については減るだろうという見込みの中でこのような数字を計上させていただいているところでございますので、ご理解いただければと存じます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 まず、予防接種の関係ですが、すると、お金の出どころは別にしても、総体的には町民の皆さんがそういう希望というか、それには満足にこたえられますよということができるとかどうなのか、まずそれ1つ確認しておきたい。

従前のインフルエンザ含めてほかの予防接種関係は、今のところは17年度並みの形で何ら質とか、処置の仕方とか、そういうことを変えることなくやっていけるというふうに考えていいのかなのか、その辺はいかがでしょうか。

それから、がん予防ですが、このがんも大変日進月歩しているというか、そういう対応の仕方がかなり変わっているということは、もう刻々情報として流れているわけですし、今、乳がんですか、その検査方法が性能がよくなったのかなと素人事に考えると、そうすると2年の検査でオーケーですよ。2年に1回でまあいいだろうということで、そうすると、去年受けた方はもう既にしたそのことで、ことしは受けなくていいということを知った上の話なのかなと、そういうことでのやり方を変えることによっても予算的にもこういうふうに減ってくる。

ただ、私ちょっと危惧するのは、先ほど当初申し上げたように、この検査方法がいろいろと変わってきている。そういった意味では、新しい検査方法を変えていくとお金が逆にかかってくるから従前のままでいくという考え方なのか。最近のそういう新しいやり方にはちょっとついていけないというか、お金も伴うのであれなのか、その辺はどうですか。

今、いろいろな地方自治体でも、先ほどのいろいろなよく言われますが、予防接種に国保の問題を含めて、あるいは病院の問題を含めて、予防接種に力を入れているやさきで

すけれども、特にがんは怖いものではないよと。指定病院としては釧路にそういうがん病院というか、そういう対象のところが厚岸地区においても釧路市立とかそういったルートができていますけれども、そういった意味では、それほどがんには予防的な対応の中では力入れなくてもいいと言ったら語弊があるでしょうけれども、従前どおりの対応の仕方していくという考え方なんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

予防接種の関係でございますけれども、インフルエンザの接種につきましては、年々希望者の増加傾向を見ているところでございます。17年度につきましては、最終的に補正でもって1,400人を見させていただきました。その結果、1,370を超える方々受けたわけでございます。18年度につきましても若干伸びるであろうということは、現段階では予測がつくわけでございますが、実際に接種の受付業務をやる中で動向を見させていただきながら、足りない部分が生じたというようなときにつきましては、国保とも連携をとらせていただきながら、補正対応等々も視野に入れなければならないなというふうに考えております。

例年100件程度増加していくような傾向がございますので、そこら辺は注意深く対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、ほかの予防接種の部分で状況どうなのかということがございます。実は、これまで麻疹・風疹につきましては、それぞれ別々な形で接種をしておりました。これが、18年4月実施分から麻疹・風疹の混合ワクチンという形で接種の中身が変わってまいります。対象者につきましても、この麻疹・風疹については子供のうちに2回接種するというふうになるわけございまして、第1期は、1回目ですが、生後12カ月から24カ月の間に接種をしましょうと。それから、2回目につきましては小学校就学前の1年間に受けましょうというふうに内容が変わります。

そういうことで、今現在私ども個々の方々に対しまして、実際に受けられるのか、受けられないのか、町の補助でもって受けられる部分と受けられない部分が出てこないのかというような心配が、実は3月31日までの制度と4月1日からの制度で切りかわるもんですから、そこで心配な部分がございます。そういう部分につきまして、今盛んにあみかの方で担当が保護者の方々と毎日のように電話連絡をさせていただきながら、お子さんの状態等を確認しながら、早目の接種、こういうものについて特例をさせていただいております。接種漏れがないようにきちんとした形で年度が越せられるようにということで、この部分についてはやらせていただいているところでございます。

それから、もう1点、がん予防の部分でございますが、乳がん検診等々受けられた方につきましては、検診を実際に受ける前に、担当からきちんと制度の変更点等々説明を申し上げ、なおかつ、自分でどうやったら発見できるかというような知識だとか、いろいろなことにつきましてお話をさせていただいている機会がございます。その中で、この制度の変更点等々についても徹底させていただいております。

そういう点で、受けられた方につきましては、この内容について十分ご承知ござい

ます。それでもなおかつ心配ということになりますと、2年目につきましては、自費での検診というようなこともあるわけですが、その部分につきましてはそれぞれがそれぞれの判断で対応していただくというようなことにならざるを得ない部分がございます。2年に1回、マンモグラフィー検査で十分発見ができるという点について、強調されておりますので、私どももそういう点でその方向で受診者にはお話をさせていただいて、ご理解を得るべく努力をさせていただいているところでございますので、ご承知願えればと存じます。

●委員長（室崎委員） 8番。

- 音喜多委員 子供の麻疹・風疹、これは報道機関でも出ておまして、ことしから変わるんだと。特に、昔はよく三種混合とかというお話あったんですが、この部分が二種混合で、以前はそのことによって結構副反応というか、そういうこともあったようですけども、今はそれほど怖いものではないよと。こういった形で変わると。

問題は、漏れのないようにということなんですね。今一番やっているように、この間も、子供ふやせ、ふやせと言うけれども、その子供をいかに大事に育てるかとか、大人に持っていくかということが大事な過程の一つの予防接種ですから、そのところしっかりやらないと、せつかく1人、2人という子供の中で、途中でそういうことがあったんでは大変な状況ですから、これは行政の責任としても予防接種にはきちっとやっていただきたいというふうに思います。

それから、がんの予防の関係、今、例に例えて乳がんをお話ししていただいています。今個々を含めて厚岸町ではがん検診の、胃がん含めて、大腸がんとか、毎年計画を立てていますが、それは従前と変わらない形でやっていけるということでもいいですね。先ほどからその点を、この予算の範疇の中で、十分希望者には対応できるのかという観点からお尋ねしていますので、その辺もう一度お願いします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

子供の麻疹・風疹関係でございますけれども、委員ご指摘のとおりでございます、私どもも接種漏れが出ないようにというようなことで、12月段階からずっと特例を続けてきております。日にちも少ないわけですが、さらに保護者の方と密接に連絡をとらせていただく中で、漏れがないような方向に持っていきたいということで、全力を挙げさせていただきたいというふうに考えております。

それから、がん検診の部分でございますが、17年度計画とほぼ同様の計画がこの予算でもって18年度組めるのではないかとというふうに考えているところでございまして、町民の方々のニーズには対応できるかなと。もし、予算が足りないような状況が生じた場合については、これはまた別な角度で財政措置をお願いするようなことで、財政当局と対応させていただければというふうに思っているところでございます。どうかよろしくお願いたします。

●音喜多委員 いいですよ。

●委員長（室崎委員） 2目健康づくり費、他にありますか。

14番。

●田宮委員 担当課に1点お伺いするわけですが、負担金の中で2つほどお伺いをいたします。

1つは、北海道総合在宅ケア事業団70万円ですね。それから、釧路支庁管内二次救急医療業務実施負担金163万2,000円、お伺いします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 北海道総合在宅ケア事業団への70万円の負担金でございます。これにつきましては、あみか21の2階に訪問介護事業所を開設していただいております。この関係で、実は事業団の方に年会費という形で厚岸町の負担分をお支払いしてきているというような状況でございます。例年同様の額を予算措置させていただきたいという内容でございます。

さらには、釧路支庁管内二次救急医療業務実施負担金、この部分でございますが、この部分については、昨年12月の17年度予算でもって、17年分については補正をさせていただきました。なぜこの数字が出てきたかということでございますが、実は昭和52年度から釧路支庁管内の中で、休日または夜間に入院を必要とする重症な患者の方々に医療を提供していただくというようなことで、国の方で、国庫補助金制度をスタートさせております。実は、その国庫補助制度が平成17年に見直しになりまして、それまでどういう状況だったかといいますと、国の方で補助金3分の1を持っていた。それから、道で3分の1を持っていたという形で、それを釧路支庁管内を代表する形で釧路市がその金額を受け取り、そして釧路市が3分の1を支出して、管内の救急医療体制をカバーしていただいていた実態がございます。

それが平成17年度の段階で補助金が廃止をされまして、税源移譲の対象になったわけでございます。国の分についての3分の1は所得譲与税に平成17年から入れてあります。それから、都道府県分として見ていた3分の1については、普通交付税に入れますというようなことになりまして、それぞれの市町村に補助金廃止されたことによって責任が出てきた金額がそれぞれ市町村に配分された形になったわけでございます。その中で、管内の市町村集まりまして、この関係について今後どのように対応していくべきかというようなことで、何度か詰めさせていただいたわけでございます。その結果として、厚岸町としての救急車の出動回数、厚岸町から釧路市へ休日・夜間運搬される方々結構いらっしゃいます状況を踏まえまして、応分の負担をせざるを得ない、そのようなことございまして、昨年12月補正をさせていただきましたし、18年度につきましても釧路市を代表とする形で、この業務を釧路市を窓口にして釧路市医師会等々と対応していただくというようなことで、厚岸町から負担金として支出をさせていただきたい、そ

んなようなことで予算計上させていただいたところでございます。ご理解願えればと存じます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 昨年からこういうあれになったんですね。きちんと承知していなくて申しわけありませんでした。

国と釧路市で3分の1ずつではないですね、厚岸町で負担するわけですから。もう一回その辺。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 説明不足で大変申しわけございません。

実は、この総体の事業費につきましては、国から1,000万円、北海道から1,000万円、釧路市が1,000万円を持ち出していたと。実際釧路市はプラスアルファがあったようでございますが、そういう形で平成16年度までは事業運営がなされてまいりました。それが、平成17年度の段階で、釧路市がそれまで単独で持ち出していた1,000万円について、人口割りでもってそれぞれの市町村が負担すべきじゃないかというようなことになりまして、それで、国勢調査によります人口をベースとしてそれぞれ計算をいたしました結果として、厚岸町の負担割合約5.3%程度になるわけでございます。そういうことで、今回計上をお願いしております160万円の金額、これが必要となると、こういうような状況でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 この163万2,000円というのは、どこに使われるんですか。二次救急医療業務実施負担金というふうに書いてありますけれども、救急車は厚岸町の救急車が走るんですよね。それは厚岸町が持つわけですが、どこのところを負担することになるんですか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） この費用の用途といいますか、そういう部分でございますが、実は救急告示病院というような形で指定されている病院がございます。市立釧路総合病院、釧路市医師会病院、釧路赤十字病院、釧路共立病院、釧路労災病院という形でございますが、釧路労災病院はこの部分については独立行政法人でございますので、この対象にならないわけでございますが、残された5つの病院に対しまして、夜間・休日の当番という形でそれぞれ医師会が指定をしております。そこで待機をする医師、スタッフ、そういう部分の人件費の一部に充当されるという形で使われることで、釧路市と医師会の間で協議がなされているところでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 管内9カ町村が入っているんですね。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） おっしゃるとおりでございます、平成17年度につきましては、鉏路市の合併前のもとの市町村でもってそれぞれ負担をいたしました。18年度につきましては8市町村になりますが、新たな枠組みの中で人口割りということで、それぞれ負担をする形になってございます。

●田宮委員 よろしいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。はい。

2目まだありますか。

どうしますか。ここから見ていて皆さん非常にお疲れのご様子なんですが、10分ぐらい休憩とりますか。それともこのまま4時までやりますか。

じゃ、ちょっといい空気吸ってください、10程度。

それじゃ、10分間休憩にします。3時20分から。

午後3時11分休憩

午後3時20分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

143ページです。3目墓地火葬場費、ありませんか。
12番。

●谷口委員 今、尾幌の墓地の道路はあれ町道ですか、それとも墓地の道路ですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後3時23分休憩

午後3時27分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（北村課長） すみません、貴重な時間をお割きしまして。

ご質問の尾幌の墓地のところの道路でございますが、道道から真っすぐ墓地の手前までの真っすぐのところは町道、開龍沢2号道路という形で町道になっております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、いつから町道に。いつ認定したんですか。それちょっとわからないか。

なかなか町道にならないように話を聞いていたような気がしたものですから伺ったんですけれども、あの道路そのままですよね。別に改良したわけでもないし、路盤改良一切やっていませんよね。ただ、以前の道路というか、道路側溝というのか、もともとの小川というのか、その縁を今通っているわけですが、以前にあの道路を通行する車が碎石等をはね飛ばして、隣接する農地に石を飛ばして農業機械を壊してしまったということがありましたよね。

それで、それらに対する対応もやっぱり必要ではないのかという話をしてくれているんですけれども、今後、それらについての対応だとか、あるいは碎石等が飛ばないように何か方策を考えているのかどうなのか。それについてお伺いをしたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 道路整備そのものは地域要望を受けながら、それぞれ現況を見ながら、限られた予算の中で整備進めている関係で、特に、開龍沢の2号道路については、地域要望の中では、今質問者言われるお話もありましたし、特に真っすぐ行って墓地への入り口のところが段差というか、かなり極端にあったと、そういう要望がありまして、そういう分については一応直営である程度スムーズに上れるような方法というか、一応補修等は行って対応しております、やはり、あと碎石等の飛散そのものについてはやはり凹凸やなんかないように適宜整備するような、整備というか、ある程度維持管理しているという手法で、今現在のところそういう対応をしている形でございますので、ただ、いずれにいたしましても、やはりそういう碎石の飛散とかいろいろ考えたときには、結局はやはり舗装とかが望ましいという形になると思いますけれども、今現状の中ではなかなかまだそこまで手がついていかないという形でございますので、今の飛散等をしないような形での路盤を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 あの墓地も以前すごい墓地だったのを町の方で一定程度整備して、区画もきちんとしていただいて、現在の形になっているわけですよね。そういうことで、年々あそこに墓地も建ってきている、それぞれの家庭のね。そういう状況なものですから、当然行き交う車も多くなってきているんですよね。そうすると、やはりまた以前のような

事故が起きることになるのではないのかなというふうに考えるんですよ。そうであれば、完全な舗装というのはやはり今の財政状況からするとなかなか難しいのではないのかなというふうに考えるんですけども、やはり飛散しないような方向、何らかの形ですべきではないのかなというふうに思うんですが、その点について考え方をお聞かせいただきたいというふうに考えます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 一応、各地区まだ未整備の道路というのはたくさんあります。その中でもやはり、特に今言ったように、もちろん牧草地がそばですから粉じんの問題もあるだろうし、石の飛散の問題もあると思います。そういう辺の中でやはり現況を見ながら、今限られた予算の範囲の中で維持補修を努めていきたいと。そして、やはり現況に応じて、どんどん当然利用頻度も、もう間もなく彼岸が始まりますし、当然そういう時期に当たってきていますから、このたびはとりあえず除雪だけ今していますけれども、そういう状況を見ながら整備を進めたいな。維持管理をして、できるだけそういう飛散とか、迷惑のかからない手法を用いていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど町道の認定はいつなのかという形で、大変遅くなりましたけれども、認定は平成3年12月24日に一応認定されておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他にこの目、3目ございますか。
3番。

●南谷委員 3目、本年度1,213万4,000円という計上がなされておりますし、この中身についてちょっと見させていただきました。炉の改修で590万円ほどかかる。それで、斎場、それから霊園、さらには墓地ということでそれぞれ管理委託もされている。それぞれこの時期大変出向く機会も多い場所でありまして、できれば向かいたくないところがございますが、皆さんいずれは世話になるところでございます。町民の皆さんが皆さんお世話になる可能性のある場所でございますので、管理運営について、どのような管理をされているのかということで非常に気になります。

私も火葬場の方に出向かなければならない場面もありますし、いろいろと人の出入りするところがございますが、管理委託もしている。この数字ずっと見ていきますと、実際に前年度対比しても管理運営費というものが、実際消耗品的なものですね、しっかり補完なされているのかどうなのか。過去に、私の記憶ですけれども、畳がすり切れて、座るとソックスに畳の破片がついたり、ズボンのすそにいっぱい畳の折れ切れがつくとか、こういう問題、それから、周りの芝の刈り状態もなかなか思わしい状態でない時期もございました。

私が申したいのは、このように数字でこう毎年毎年1割くらいずつ経費削減してきて

いるんだけれども、管理委託もしている。だけど、皆さんが利用される場所ですから、人の出入りも多い。町何やっているんだと、こういうことになってはまずいで、特にしっかり対応をしていかなければならないところだと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ご質問者おっしゃられるように、斎場の控え室の部分、座ると敷いてある部分から、あそこに入られる方は黒っぽい服装されます。そうすると座ったときにそういった汚れみたいな、何ていうんですかね、ちりというんですか、そういったものがちよつとつくというお話もあったと思いますが、その件につきましては、数年前に、16年に、1度張りかえをさせていただいております。花ござというものですけれども、それで張りかえさせていただいていると。

それで、昨年、そういったことに心配される町民の方がいまして、座られる方のために座布団を寄贈したいという大変ありがたいお話がございました。使っていたものなんですけど、もう廃棄するのもどうかかと。そういう斎場のそういった状況も知っておられた方として、そういった方の厚意によりまして、そういった座布団を控え室のそういうものを入れる場所あるんですけれども、その中にも現在備えさせていただいております。ちよつと汚れがあったもんですから、1度町の機関の洗濯機のあるところで、そのカバーを洗濯はしてございます。古いものですから、ちよつと汚れは、座って汚れがつくというものではありませんけれども、きれいな状況ではありませんけれども、そういった状況にある場合はそういう座布団を利用できるという状況にあります。

それから、昨年は、その前にありますけれども、フロアの部分、ここも大変傷んでございました。その部分についても、これは17年度におきまして全面張りかえさせていただいております。そういった状況にありまして、過去にはトイレなどの上を囲っていたということもありまして、それも直した経過もございます。そういった利用者の方のそういう声を少しずつ反映させた中で、少しずつ使いやすい内容に変えているところでございます。

今後、また何かそういうお気づきの点がありましたら、利用者の方から声がまた届くことと思いますので、そういったときには財政的な部分もございますけれども、そういった内部協議をさせていただいて対応してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

●南谷委員 よろしいです。

●委員長（室崎委員） 他に3目ございますか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

4 目水道費、5 目病院費、6 目乳幼児医療費。
2 項環境政策費、1 目環境対策費。
8 番。

●音喜多委員 間違えました。次です。

●委員長（室崎委員） 1 目環境対策費、ありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

2 目水鳥観察館運営費。
3 番。

●南谷委員 水鳥観察館運営費についてお尋ねをさせていただきます。

1,505万5,000円の乗降施設整備事業、これ、私の聞いているところでは、3カ所の乗り場の改修工事をなされるということだそうでございますが、一般財源から75万5,000円、地方債から1,430万円を拠出してこの事業を行われるということでございますが、まずは第1点目にお尋ねをさせていただくのは、地方債の1,430万円、一般財源からの拠出ですから、後から見返り交付税というんですか、このことについては50%と判断をすればよろしいのでしょうか。

次に、2点目でございますが、どのような状況になっておって、今回改修に至ったのか、この経過について簡単に説明をしていただきたいと思います。

さらには、今回改修をされるわけでございますが、どのように改修をされるのか、従来のままで改修工事をするのか、この状況について。

さらには、もう1点なんですけれども、改修することの今後の与える影響みたいなものがあればお答えを願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からは、財源内訳についてお答えいたします。

地方債の1,430万円につきましては、町債の中の環境政策債にあります別寒辺牛湿原カヌー乗降施設整備事業債、過疎債でございます。

交付税措置につきましては、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されることになっております。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、改修に至る経過でございます。水鳥観察館のカヌーの乗降施設は平成6年度に

建設されてございます。その形状なんです、出発点、中間点、終点ということで、場所もご質問者は大体ご存じのことと思いますが、いわゆる川の流れに沿って階段式と申しましょうか、段差のついた状況でだんだん川の方におりていくという状況になります。

その階段のところの足のおろす場所は、10センチから15センチぐらいの栗石というんでしょうか、大きな石をそこに敷き詰めているという状況でございます。

ところが、それが大雨のときにだんだん土砂の堆積が進んでまいりました。水も水位の高低によりまして、例えば低いときに利用するときには、その泥の中に足を踏み入れながらカヌーを利用しなければならないということがあります。それから、増水しているときには、その割り石の上に足を乗せると。その上には泥がついているわけですから、大変滑りやすいという状況がございます。それから、割り石の上にカヌーを乗せるとカヌーの底が傷むと。特に底をするという状況になりますと、プラスチック系はそのするということには大変弱いというふうに聞いております。傷つくという状況もございまして、最近、これは徐々に出てきているんですが、そういう状況があらわれ出したのは、建設されてから二、三年くらいからそういう土砂の堆積が少しずつ進んでいるということが、このカヌーの利用者の声として私どもの方に届きました。これは去年の6月くらいだったと思いますが、そういう状況にありますよということでございまして、カヌーの運営をずっと続けておりまして、そういう状況にあるということは承知は代々されておったわけですが、だんだん少しずつそういう状況がひどくなってきたということでもあります。

それで、どういうふうな利用されているかということ、ほとんどその場所を利用していないということもわかりました。その横に自然の、例えば出発点のところだと、その川の横にピッチー川という本当の小川があるんですけれども、小川のところにカヌーを出して、そこに……

●南谷委員 議長、簡略にお願いしたいんですよ。現状のまま、今回改修するのとどう違うんだというぐらいで、僕はよろしいです。

●委員長（室崎委員） 質問者の意図に対してお願いします。

●環境政策課長（小島課長） はい、わかりました。

失礼いたしました。そういう状況の中で非常に使いにくいと。

改修の内容でございますが、その段差の部分は変えまして、斜路式にしたいということでございます。その斜路の形状は木を使うということでございます。木を使うと腐るといことがございますので、どうしても防腐加工は必要でございます。

現在、環境省の東北北海道事務所の方と打ち合わせをさせていただいていますが、知床の個々のところに木道を昨年つくられたそうです。そこでは環境省指定の防腐剤があると。この防腐剤は自然への影響がないということで、環境省が認めたものであるということでございますので、その防腐剤を使用した材ということ想定して斜路式にしたいという内容がまず1点でございます。

それから、出発点のところの駐車場から乗降施設までに行くまでに、実は木道がござ

います。木道の縦のくいがいわゆる凍上によりまして、不等に盛り上がったたりなんかしています。それから、横にはりの太い材があるんですけども、それも腐食が進んで、一部には足を乗せるとするっと落ちそうな部分もあって、毎年直しているんですけども、もうくぎもきかないところがありまして、裏から板を張りついたりなんかして落ちないようには施しているんですけども、それももう限界に来ているなということでありまして、その部分は取っ払いまして、その部分は駐車場に沿って小山があるんですけども、小山に沿って石を敷いた形で少しずつ下がるような形状に変えたいなということでありまして、こういった内容の改修をしたいという内容でございます。

影響というのは環境に対する影響ですか。

●南谷委員 いや、入り込み数。

●環境政策課長（小島課長） こういった状況にあるものですから、大変カヌーの利用者の方はいわゆる情報交換が盛んでございます。ですから、厚岸町の施設はこういう状況にあるよということで敬遠される向きもあるのかなというふうに思いますので、こういう自然に配慮した工法で木を使ってこういった改修をしたということで、これをアピールして、もっと厚岸町のすばらしい環境を知っていただく手段にもしたいなというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

●南谷委員 あと1点、当該年度の実際の入り込み数だけ。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

17年度、直近の数字でございます。もう冬ですから利用されておられませんので、一応縮めたという形にさせていただきたいと思っておりますけれども、平成17年度につきましては、256艇、651人でございます。

●南谷委員 はい、わかりました。

●委員長（室崎委員） ほかに2目ありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

3目廃棄物対策費、ありませんか。

4目ごみ処理費。

3番。

●南谷委員 ごみ処理費。この科目の中で一番大きいごみ処理場の件につきましてお尋ね

をさせていただきたいなと思います。

ごみ焼却処理場整備事業でございます。今般2億1,000万円の事業費が計上されておりますが、この関係についてお尋ねさせていただきます。

私の知っている情報では、焼却炉の改修というんですか、大気汚染の基準をクリアするために何か改修をされるというお話を伺ったわけでございますが、この関係につきまして、設立当時からの経過について、私が議員になってから、まずこの建物がかなり前に、昭和52年ごろに着工をされたやに聞いております。以来、1回改修工事をなさっておると。この辺について、年次とこの事業の推移というものについて、まずもってお尋ねさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、ごみ焼却処理場でございますが、これ、ご質問者おっしゃられましたように昭和50年から51年の2カ年にかけて建設されまして、稼働は昭和52年からでございます。処理能力は8時間で22トンの能力を持っているということでございます。その後、平成13年度でございます。いわゆるダイオキシン類の対策特別措置法という法律に基づきまして、ダイオキシンの排出基準が設けられたということで、これに合致する改造工事が必要になったということでございます。ダイオキシン、それからばいじんというその他の項目もございまして、大まかに言うとその2つに対応する必要があるということでございまして、平成13年度の5月21日に着工いたしまして、13年11月12日に検定をしております。金額は1億5,718万5,000円をかけて、その規制値をクリアするための改造工事を行ったという内容でございます。これが今までのこの施設に対する改造の経過、大まかではございますが、そういう経過があるという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 平成13年5月21日に、今回法の基準改正というんですか、ダイオキシンの対策とばいじん対策の法律がある程度変わって、この時点で一つの改修工事を基準クリアのために1億5,000万円ほどで改修をしますと。そうしますと、それから約5年ですね。平成17年、18年ですからね。今回、これだけの工事をしなければならない理由というのは何ですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 大まかに言いますと3点ございます。

まず1点が、施設の老朽化対策でございます。

まず、外に35メートルの煙突がございます。この煙突につきましては、鉄筋コンクリートづくりでございますが、現状を見ますと上部の方から縦に亀裂が入りまして、煙が既にそこから漏れて、強い風のおときはその亀裂のところから煙が一部出るという状況が

あります。これにつきましては、平成11年度に耐震の診断をしてございまして、その対応を求めざるを得ないという状況があらうかと思えます。

と申しますのは、当時の診断でございまして、震度5の地震が来た場合には、倒壊のおそれがあるという診断がその当時出てございます。その後、私も調べてみましたが、平成16年12月6日でございまして、震度5強の地震がございまして。それから、平成17年1月18日、これも震度5強でございました。単なる震度だけでは地震の揺れの大きさをあらわす幅が大き過ぎます。

それで、当時、震度5という想定の数値ですけれども、これは大きさをあらわす数値としてガルというものがございまして、142から174ガルまでの強度しかないということでもございました。幸いにして、この2回の震度5強の地震のときにはそこまで達しておりません。ということで倒壊しなかったと考えられます。

ただし、いろいろな情報をしんしゃくしますと、これから釧路沖、十勝沖、根室沖にかけて大地震の発生する可能性がある。その場合は、この対応する強度以上の地震は発生する可能性があるわけですから、それに対応した改造をする必要があるという判断でございまして。これがまず1点でございまして。

この耐震構造につきましては、昨今いろいろにぎわしてございまして、震度6強、いわゆる250から400ガル、このあたりまでの耐震構造を持った構造、これは構造基準がございまして、それに対応した煙突にかえたいという内容でございまして。これがまず1点でございまして。

内容につきましては、どれが重要かという問題がございましてけれども、そういうことは別にしまして、ちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

それから、2点目が、その平成13年度に改造した排出基準をクリアするための設備でございまして、実はこれ自体が腐食して、もうかなりの悪い状況になっているということでもございまして。

なぜそうなったのかということでもございまして、実は、マルチクロンスクラバー方式といいまして、水を使って煙に含まれる有害なものを取り除くという方式でございまして、その水が悪さをしまして、アルミ、鉄系統のものでできているんですけれども、そういったものの腐食が始まっているということでもございまして。これがわかったのが、昨年1月ぐらいに、実は誘引送風機といいまして、煙を引っ張る大きな扇風機のようなものでもって煙を引っ張るんですけれども、そここのところが機能しなくなったんで、いろいろ調べた経過がありまして、そのときに、除去する一つの装置であるマルチクロンの中ものぞいたところかなりぼろぼろになっていたということがわかりました。そのマルチクロンの部分から後ろの方まで、煙突に出るまでの沿道から、それからスクラバーという機能もあるんですけれども、そちらも含めまして、何とか補修、補修で現在まで来ているということでもございまして。

それから、ちょっと規模的には小さいんですけれども、計量器もございまして、これも建設時から使っているものでございまして、もう交換部品がないということでも、壊れた場合には即計量不能になってしまいますので、そういったものも含んでございまして。

それから、次に、2点目でございまして、実は大気汚染防止法によるばいじんの排出基準というのがございまして、この部分につきましては、基準を守れないときがあるとい

うことをございます。これは、年2回検査するわけをございます、この基準を守れないときがあるということをございまして、どちらかというときの方が多いと
言った方がいいかもしれません。

そこで、平成16年10月をございます、このときにも検査のときに、1号炉、2号炉とも超過してございます、そのときに釧路支庁等の担当者との間で、そろそろその場の補修でなくて、もっと抜本的な対応を考えた方がよろしいのではないかと
いう指導が当時ございました。

そういったことをございまして、これは法基準でございますから守らなければなりません。それで、そういう排出基準を守るための設備自体が、先ほど申し上げたとおり腐食の進行によりまして、だんだん機能していかない状況になりつつあるということ
で、これについてもやっぱり内容をかえなければ、これから継続的にごみの焼却運転はできないだろうということをございます。

それから、3つ目をございます、これ焼却能力の低下というものがございます。現在は大体1日の処理量が16トンをございます、平均すると12時間かかってございます。当時は22トン、これを8時間で焼却するということをございました、
当時から比べると、ごみ質のカロリーと申しますが、そういったものの変化もございまして、非常に能力の低下がきているということ、これも平成13年度の改修後、そういった排出基準守るために設備にも幾分負荷がかかっているのかなと思
いますが、そういった状況の中で、だんだん能力的にも落ちてきているということをございまして、この3点について、対応する改造が必要であるということをございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 1点目はわかりますよね。耐震上の問題がある。

2点目をございますけれども、不可解だなと。2点目、3点目、やや似ていると思う
んですけれども、13年に少なくとも改修工事をやられているんですよ。たかだか四、五年ですよ。で、これだけの金額かけなければならない。そのところに非常に私は矛盾を感じるんですがね。

それから、3点目なんですけれども、町の実際に使われる量の処理する数量がどうなの
かという問題もあったと思うんですよ。結果的に、今説明されたんですけども、対応し切れなくなってきたのも実態としてあるのかなということわかるんですけれども、し
からば、この13年度のときの工事に、改修のときでおたくらは見通しも含めて甘
かったんじゃないですか。いかがですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 確かにご質問者言われる、結果的には言われるとおりに
なってしまったということをございます。

もう少し経過をお話し申し上げますと、当時、13年度に改造した業者は、実は性能保証というものを担保してございました。これは2年間をございます。13年度に改造工事

をしたわけですが、その後、ばいじん量の測定をした結果、上回る状況が14年度で発生したということでございまして、一部後ろの方のスクラバーという機能でございまして、その大きな改造をこれは業者負担で行ってございます。この改造を14年度に行ったということでございます。

その後、その業者は、14年度の次の1月、15年1月に倒産してしまったという事情がございました。その前の12月には、さらにその設備を厚岸町のために改造したいという提案もあった直後に、翌月に倒産してしまったという状況がございまして、その会社の施工内容でございまして、その内容を引き継ぐ業者がなかなかいないということで、その後現場的には大変苦労しながら今日まで運転してきたという状況がございまして。

結果的には、そういう腐食構造になっているなんていうことは、当時は思いもしなかったと。当時は補助事業でございましたので、申しわけございません、道のその改造の内容については、道とも打ち合わせをしております、道もその改造については認めたということがございます。ですから、厚岸町が単独でその改造をしたわけではございません。北海道におきましてはその改造については認めた、この対応でもって規制値をクリアすべく補助してくださいという内容だったものですから、その工事を行ったという内容になってございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 なかなか順々に私のトーンも下がってくるんですね、正直言って。よく委員長言われるんだけど、町のお金は町民の皆さんの血税ですよ。本当にしっかり、やっぱり事を行うに当たっては最善の注意と最善の努力をしてしっかりやってもらわなければならないもんだと、私も思いますよ。今回、このように2億何ぼの計上しているんだけど、大丈夫なんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者心配されるのは当然だと思います。当時の請け負った業者でございまして、資本金が300万円の有限会社だったという点がございまして、大変当時は多分、最後は資金繰りに詰まったんだというふうに想像できます。技術的には厚岸町が初めてでございまして、全国的にそういった補修対応をするという経験があったということで、指名に入ったということでございます。

いかんせん会社の小さかったということもございまして、今回のこの予算の執行に当たりましては、きちんとした、もっと対応できる、例えば資本金についてもきちんと調べる、経営的にも調べるということで、納得のいく業者の選考に意を尽くしてまいりたいというふうに存じます。

●委員長（室崎委員） いいですか。

●南谷委員 はい。

- 委員長（室崎委員） 4目ごみ処理費、他にございませんか。

（発言する者あり）

- 委員長（室崎委員） ごみ処理費でとめますね。この費目、締めないでとめてよろしいですね。

それでは、あしたは4目から入りますので、4目途中ということでやめます。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後4時08分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年3月15日

平成18年度各会計予算審査特別委員会

委員長